

第6回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成23年11月21日（月）
午前10時00分から12時00分まで
場所：京都市役所 寺町第2会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告

- 奨学金返還事務の取組状況について
- 督促・催告の実施状況について

(2) 意見聴取

- 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直しについて
- 奨学金返還事務における借受者本人への対応について
- 平成23年度における裁判手続の実施について

(3) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金返還事務の取組状況（平成23年9月末日現在）（資料1）
- ・ 平成23年6月及び9月の督促・催告等の実施状況（資料2）
- ・ 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直し（案）（資料3）
- ・ 奨学金返還事務における借受者本人への対応（案）（資料4）
- ・ 平成23年度における裁判手続の実施について（資料5）
- ・ 地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況（資料6）
- ・ 地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟京都地裁判決（資料7）
- ・ 第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項（資料8）
- ・ 第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録（資料9）

奨学金返還事務の取組状況（平成23年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況

区分	借受者	①免除中	②猶予中	③返還請求中	内訳		
					④返還済（注1）	⑤22年度未手続	
						滞納（注2）	滞納なし
人数	1,404人	1,159人	74人	171人	84人	87人（注3）	—
構成比	(100.0%)	(82.5%)	(5.3%)	(12.2%)	(6.0%)	(6.2%)	—
（内返還請求）	—	—	—	(100.0%)	(49.1%)	(50.9%)	—

（注1） 返還済とは、奨学金の全額を返還した者又は平成22年度返還分（納期は平成22年10月1日～平成23年9月30日）までが完納の者である。

（注2） 現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還中の者等（19人）は含んでいない。

従って、実際の滞納者総数は87人に19人を加えた106人である。

（注3） 平成22年度返還分から新たに滞納となった者は32人であり、平成21年度以前返還分の滞納者は55人である。

（滞納者87人の内訳）

- ・ 返還見込 31人
- ・ 相談中 9人
- ・ 所在不明 11人
- ・ その他 36人（うち、おおむね拒否22人）

(2) 平成22年度返還分（納期：平成22年10月1日～平成23年9月30日）に係る免除、猶予及び返還請求の状況

返還年度	対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
22	1,722件 (100.0%)	84件 (4.9%)	1,449件 (84.1%)	189件 (11.0%) [100.0%]	90件 (5.2%) [47.6%]	99件 (5.8%) [52.4%]
	132,483千円 (100.0%)	3,404千円 (2.6%)	113,138千円 (85.4%)	15,941千円 (12.0%) [100.0%]	9,215千円 (6.9%) [57.8%]	6,726千円 (5.1%) [42.2%]

（注1） 今回から、返還年度に係る全件数を示すよう、制度改正前に手続を取っていた免除・猶予に係る件数と金額を新たに計上している。

（注2） 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件としてカウントしている。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 80件
- 収入の大幅な減少のため 4件
- 特別な事情 0件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 1 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1, 4 4 8 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求 1 8 9 件」の内数

- 所得が基準以下のため 1 8 件（1 6 人）
- その他特別な事情等 0 件

2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、返還免除の決定をすることとしており、返還免除の決定は、履行期限が到来した債権ごとに行っている。

(1) 免除対象総額 2, 838 件 1, 833, 880, 695 円

(2) 平成 22 年度免除決定実績

返還年度	件数	免除額（円）	免除の決定日
19	7	8, 041	平成 23 年 3 月 31 日 (注)
20	14	16, 016	平成 23 年 3 月 31 日 (注)
21	2, 699	196, 960, 711	平成 23 年 3 月 31 日

(注) 債権総額の精査の結果、追加して免除決定したものである。

(参考) 前年度以前分に係る債権別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成23年9月末日現在)

1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
19 ・ 20	3, 6 2 4件 (100.0%)	4 6 6件 (12.9%)	2, 8 9 0件 (79.7%)	2 6 8件 (7.4%) [100.0%]	1 6 8件 (4.6%) [62.7%]	1 0 0件 (2.8%) [37.3%]
	249,231千円 (100.0%)	24,371千円 (9.8%)	207,192千円 (83.1%)	17,668千円 (7.1%) [100.0%]	10,408千円 (4.2%) [58.9%]	7,260千円 (2.9%) [41.1%]
うち ⑮ 年度 以前 貸与 分	2, 0 1件 (100.0%)	1 2 9件 (6.3%)	1, 7 9 4件 (87.5%)	1 2 8件 (6.2%) [100.0%]	4 8件 (2.3%) [37.5%]	8 0件 (3.9%) [62.5%]
	165,635千円 (100.0%)	10,900千円 (6.6%)	146,130千円 (88.2%)	8,605千円 (5.2%) [100.0%]	1,678千円 (1.0%) [19.5%]	6,927千円 (4.2%) [80.5%]
	1, 7 3件 (100.0%)	3 3 7件 (21.4%)	1, 0 9 6件 (69.7%)	1 4 0件 (8.9%) [100.0%]	1 2 0件 (7.6%) [85.7%]	2 0件 (1.3%) [14.3%]
	83,596千円 (100.0%)	13,471千円 (16.1%)	61,062千円 (73.1%)	9,063千円 (10.8%) [100.0%]	8,730千円 (10.4%) [96.3%]	333千円 (0.4%) [3.7%]
21	1, 7 0 8件 (100.0%)	1 9件 (9.3%)	1, 3 3 7件 (78.1%)	2 1 件 (12.6%) [100.0%]	1 4 6件 (8.5%) [67.9%]	6 9件 (4.1%) [32.1%]
	135,552千円 (100.0%)	7,795千円 (5.7%)	108,258千円 (79.9%)	19,499千円 (14.4%) [100.0%]	14,168千円 (10.5%) [72.7%]	5,331千円 (3.9%) [27.3%]

(注1) 今回から、各返還年度に係る全件を示すよう、制度改正前に手続きを取っていた免除・猶予に係る件数と金額を新たに計上している。

(注2) 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件、平成19・20年度返還分はそれぞれ1件としてカウントしている。

(注3) 平成19・20年度分は、15年度以前貸与分と16年度以降貸与分をそれぞれ別にカウントしている。

(注4) 平成21年度分は、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還しているもの等の理由で、1件について一部免除・一部返還請求となっているものが3件あるため、猶予、免除及び返還請求の合計件数が要対応件数と一致しない。

【返還猶予の内訳】

○ 平成 19・20 年度	在学中のため	335件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	特別な事情	60件
	(うち、今回の事後報告分	2件(注))
○ 平成 21 年度	在学中のため	132件
	収入の大幅な減少のため	14件
	特別な事情	13件
	(うち、今回の事後報告分	1件(注))

(注) 別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況(報告分)」では、平成 23 年 10 月以降新規決定分を含め、13 件(3 人)分を報告している。

なお、平成 23 年 10 月以降に新たに決定したものは 10 件(2 人)分である。

【返還免除の内訳】

○ 平成 19・20 年度	制度の変更に係る経過措置	2, 544件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	344件
○ 平成 21 年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 332件

2 50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて(平成 23 年 10 月末日現在)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
50 万円以上	10人 (4人)	3人 (1人)	2人 (0人)	4人 (0人)	19人 (5人)
100 万円以上 [裁判手続着手対象者]	2人 (2人)	3人 (1人)	2人 (1人)	2人 (0人)	9人 (4人)

(注1) ()内の数字は、裁判で争う意思が明確な者の人数である。

(注2) 裁判手続着手対象者については、裁判手続の進捗状況を踏まえ、金額基準を見直すこととするので、増加することがある。

3 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

返還年度	件数	免除額(円)	免除の決定日
19	2,809	205,004,585	平成 21 年 3 月 26 日
19	1	109,835	平成 22 年 3 月 25 日(注)
20	2,774	201,101,620	平成 22 年 3 月 31 日

(注) 債権総額の精査の結果、追加して免除決定したものである。

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
16	A-1(検討期間不足:説明時期) B（制度の不理解）	b(第三者情報)
17	C（借受者本人の意思表示）	a(行政不信等)
18	A-1(検討期間不足:説明時期)	a(行政不信等)

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 16	
猶予した奨学金の対象年度:平成 19～21 年度返還分(大学分)	
特別な事情(____)	考慮すべき背景 (_____)
A-1(検討期間不足:説明時期), B(制度の不理解)	b (第三者情報)
(これまでの経過) 平成21年6月に保証人宅を訪問し、お詫びのうえ制度見直しについて説明したが、その後、何度訪問するも不在のため、面談を行うことができず、具体的な説明ができなかった。<u>平成22年11月に連絡対象者から、「一度、制度説明を聞きたい。」と申し出があったため、平成22年12月に借受者の保証人及び連絡対象者と面談を行い、改めてお詫びと制度説明を聞いていただいた。その後、担当も変わり6月及び8月に面談し再度説明した結果、制度変更について一定の理解をいただき、平成22年度以降返還分については、履行期限延長の申請をされている。</u> なお、この間の事情を聞くと、「一度は説明を聞いたものの、知人に相談したところ対応すべきでないと言われていたが、担当も変わり、再度説明を聞き、また、他の者に相談したところ、対応した方がいいと言われ、不安になり、対応する気になった。」<u>「免除といっても、結局返済しなければいけないものだと思っていた。」</u>とのことであった。	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 17	
猶予した奨学金の対象年度:平成 19～22 年度返還分(大学分)	
特別な事情(____)	考慮すべき背景(____)
C(借受者本人の意思表示)	a(行政不信等)
(これまでの経過) 平成21年10月に保証人と面談し、お詫びのうえ制度見直しについて説明したが、「実家が豊かな家庭でも免除になるなど、免除基準があいまいであると考えており、免除申請は保留したい。」との意思を示され、具体的な説明ができなかった。その後、平成22年1月に保証人と面談できたが、「行政が定めた基準の線引きに対して不信があり、免除申請しない。」との意思を示され、前回と同様、具体的な説明はできなかった。 その後、再三訪問を重ね、返還期間の延長や返還猶予等の具体的な説明をすることができ、平成23年1月に保証人と面談した際には、「もし、借受者が支払うとの意向を示すならば、月に払う額がいくらになるか、シミュレーションをしてほしい。」と要望されるなど、市への姿勢に変化が現れた。そこで、シミュレーション結果を説明したところ、前向きに検討することであったが、その後、東日本大震災により、借受者がそれまで居住していた勤務先の寮が被害を受け、廃止されることになり、そのため、借受者の居所が定まるまで保証人との連絡が取りづらい状態が続いた。 平成23年9月に、保証人から借受者とようやく連絡が取れたところ、<u>借受者から返還するとの申し出が出されたため、平成23年度から返還開始することとし、口座振替の手続をしていただいた。</u> なお、この間の事情を聞くと、「もともと行政不信が先に立って、話を聞こうという気持ちになれなかった。」「借受者に迷惑をかけたくないとの思いから、これまで奨学金制度見直しの経緯や内容について借受者に十分説明していなかったが、<u>借受者と話をしたところ、返還すると申し出た。</u>」とのことであった。	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 18	
猶予した奨学金の対象年度:平成 19～21 年度返還分(高校・大学分)	
特別な事情(____)	考慮すべき背景(_____)
A-1(検討期間不足:説明時期)	a(行政不信等)
(これまでの経過) <u>平成21年7月から保証人宅を何度も訪問するも、不在のため面談できず、電話にてお詫びのうえ制度見直しについて伝えましたが、具体的な説明は聞いていただけなかった。</u>その後、何度か保証人宅を訪問したところ、平成21年12月に、初めて保証人と会うことができたが、<u>面談の約束をすることを断られたうえ、制度見直しに不満があり、二度と来ないでほしい旨を述べられた。</u>その後、幾度となく訪問したが、<u>すぐに玄関扉を一方的に閉められる等、免除制度等について具体的な説明を行うことができなかった。</u> 平成23年8月に、裁判手続を検討していること及び当該手続において権利保護の観点から借受者本人に直接連絡を取らざるを得なくなることを説明した文書を保証人宅に投かんしたところ、その後の訪問の際に初めて保証人が「話を聞きたい。」との意思を示された。<u>再度、お詫びのうえ、制度見直しと具体的な返還手続の説明を行ったところ、一定の理解を得ることができ、保証人は納得し、平成22年度以降の返還免除申請を行われた。</u> なお、この間の事情を聞くと、「<u>市に裏切られたとの思いがあり、話を聞く気になれなかった。</u>」「このままだと裁判対象になるとの文書を読み、引き続き面談を拒否し続けていいのかわからなくなった。」とのことであった。	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

平成23年6月及び9月の督促・催告等の実施状況

平成19～21年度返還分について、履行期限経過後も返還手続が完了していない借受者64人のうち、相談中等の者を除き、次の通り催告を実施した。平成23年9月1日の催告実施後の滞納者数は55人である。

1 催告の実施

発行 日付	区分	合計	所在不明	相談中等	催告	内訳			催告後の 返還手続等 (注1)
						催告2	催告3	催告4	
6月1日	対象借受者(人)	64	12	14	38	16	22	—	4(1)
	うち保証人請求(人)	—	—	—	29	9	20	—	
9月1日	対象借受者(人)	60	12	21	27	—	8	19	5(0)
	うち保証人請求(人)	—	—	—	22	—	5	17	

(注1) 納付相談中により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が催告の実施後に手続を取った者の人数である。

(注2) 平成23年6月1日付け催告の「催告2」及び平成23年9月1日付け催告の「催告3」の対象は、平成21年度返還分に係るものなどである。

(注3) 平成23年6月1日付け催告の「催告3」及び平成23年9月1日付け催告の「催告4」の対象は、平成19・20年度返還分(平成15年度以前貸与分)に係るものなどである。

2 催告後の返還手続の内訳

催告発行日付	手続済件数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約等	猶予(特別な事情)
6月1日	4	2	2	—
9月1日	5	3	1	1

所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直し（案）

所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準（第 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会（平成 21 年 7 月 6 日開催）で了解済み）について、返還事務を行う過程で発生した、新たな事例に対応するため、必要な見直しを行う。

1 所在不明者に対する必要な調査の範囲の見直し**(1) 取扱基準制定時に想定していた所在不明者と新たに生じた事例**

- ・所在不明者については、取扱基準制定時には、借受者を含めた独立した世帯全員の所在が不明となり、住民票の住所地等を現地調査しても、所在が分からない場合を想定していた。
- ・しかしながら、その後、「住民票を残したまま、借受者が出て行ってしまい、所在が分からない。」と父母が申立てるものの、行方不明者届が警察に提出されていない事例が生じている。
- ・このため、所在不明者に係る取扱事務の一層の適正化を図るため、借受者が属する世帯に住民票を残したまま、所在不明となった場合の調査方法を定める。

(2) 借受者を含めた世帯で借受者のみが所在不明となった場合の調査方法**ア 行方不明者届が出されている場合**

- ・行方不明者届に係る証明等の提出により、所在不明であるという事実の確認とする。
- ・この場合、以降、3 年間継続して同様の事実が継続するときは、返還免除の対象とする。

イ 行方不明者届が出されていない場合

行方不明者届に係る証明等、公的な資料がないため、借受者及び父母等の課税証明書（世帯主の一方で可）の提出を求め、当該申立てに対する事実確認の補強資料とする。

(ア) 具体的な確認内容

- ・同居している親族については、本人以外でも課税証明書を請求することができる。そのため、同居している親族（父母）から課税証明書の提出を求め、借受者の収入及び扶養の有無について確認する。

(イ) 確認内容に基づく対応

- ・課税証明書において、借受者の給与が判明した場合、所在不明として取り扱うことは困難であるため、住民票の住所地に居住している者とみなし、住所地宛てに督促状、催告書を送付するなど通常の返還請求事務手続を進める。
- ・父母に扶養控除がある場合、控除対象者について確認し、借受者が扶養となっていた場合は、所在不明として取り扱うことは不適切であるため、所在不明

としては取り扱えない旨を父母に対して説明し、控除されている間は、住所地宛てに督促状、催告書を送付するなど通常の返還請求事務手続を進める。

・借受者の給与が確認できず、父母の扶養控除の対象にもなっていない場合、所在不明であるとみなし、以降、同様の継続調査を行う。ただし、所在不明であることが十分確認できているわけではないので、地方自治法施行令 171 条の 6（履行延期の特約等）の確認に準じて、10 年間継続調査したうえ、返還免除の対象とする。

2 取扱基準の見直し（案）

前項の検討を踏まえ、取扱基準第 2 項の「必要な調査」の範囲について、次のように見直す（下線部分が追加修正分）。

2 「必要な調査」の範囲（要綱第 5 条第 1 項第 2 号）

（借受者世帯が所在不明である場合）

- 住民基本台帳（住民票）の照会及び現地確認は、必須とする。
- 隣近所への聞きとりは、プライバシーに配慮して可能な範囲で行う。
- 親族への聞きとりは、当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り、可能な範囲で行う。
- 以上のような調査を行っても、借受者の所在が明らかとならなかったとき、その調査を行った時点から 3 年以上継続して所在不明であるときに返還免除の対象とする。

（借受者のみが借受者の属する世帯から所在不明である場合）

- 借受者のみが借受者の属する世帯から所在不明となっているような場合は、上記調査に加え、行方不明者に係る届出証明等の提出を求めることとし、行方不明者届が出されていない場合は、借受者及び同居している父母等の課税証明書の提出を求める。
- 課税証明書において借受者の給与が判明した場合、所在不明として取り扱うことは困難であるため、住民票の住所地に居住している者とみなし、返還請求事務手続を進める。
- 父母等に扶養控除がある場合、控除対象者について確認し、借受者が扶養されている場合は、所在不明として取り扱うことは不適切であるため、所在不明としては取り扱えない旨を父母に対して説明したうえ、控除されている間は、返還請求事務手続を進める。
- 借受者の給与が確認できず、父母の扶養控除の対象にもなっていない場合、所在不明であるとみなし、以降、同様の継続調査を行う。ただし、所在不明であることが十分確認できているわけではないので、地方自治法施行令 171 条の 6 の確認に準じて、10 年間継続調査したうえ、返還免除の対象とする。

(参考) 現行の「所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準」

1 趣 旨

- (1) 京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱第5条第1項において、所在不明による返還免除の要件を、
 - 借受者の所在が3年以上継続して不明であること。
 - 借受者が所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域を管轄する市町村等への照会等必要な調査を行ってもその所在が不分明であること。と定めている。この「必要な調査」の範囲を定める。
- (2) 同要綱第5条第2項は、所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲を借受者の親族又は保証人としている。この「親族」の範囲を定める。

2 「必要な調査」の範囲（要綱第5条第1項第2号）

- 住民基本台帳（住民票）の照会及び現地確認は、必須とする。
- 隣近所への聞きとりは、プライバシーに配慮して可能な範囲で行う。
- 親族への聞きとりは、当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り、可能な範囲で行う。
- 以上のような調査を行っても、借受者の所在が明らかとならなかったとき、その調査を行った時点から3年以上継続して所在不明であるときに返還免除の対象とする。

3 所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲（要綱第5条第2項）

- 要綱第5条第2項の規定は、職権で免除できることとした場合、職権の濫用の可能性が生じるため、親族又は保証人による申請手続を必要と定めている。
- 民法上の親族は、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族であり、事情を知る親族（又は保証人）であれば、返還免除の申請をすることができることとする。

4 免除申請が得られない場合の取扱い

何らかの理由により、親族又は保証人からの免除申請が得られない場合、あるいは、親族等も所在不明である場合については、地方自治法施行令第171条の5第2号に該当するものであれば、徴収停止の措置を採ることができる。この場合、債権が消滅するには、時効の完成（10年）まで待つ必要がある。

(参照条文)

地方自治法施行令（抄）

(徴収停止)

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(中略)

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(以下略)

(履行延期の特約等)

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(以下略)

(免除)

第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

(以下略)

奨学金返還事務における借受者本人への対応（案）

奨学金返還事務における借受者本人への対応について、これまで連絡対象者である連帯保証人を接点として説明及び返還手続を進めてきたが、債権管理として裁判手続を視野に入れる必要が生じているので、次の通り、返還事務の性格及び考慮すべき課題を踏まえ、借受者本人への説明の進め方及び裁判手続の相手方の確認方法を定める。

1 奨学金返還事務の基本的な性格と考慮すべき課題

裁判手続の着手など借受者本人への対応を検討するに当たり、奨学金返還事務の基本的な性格と配慮すべき課題を整理すると、次の通りとなる。

(1) 返還事務の基本的な性格**ア 金銭消費貸借契約に基づく返還請求**

奨学金返還請求は、私債権であり、金銭消費貸借契約に基づき、借受者に対して貸与した金銭の返還を請求するものである。

イ 債権確保の適切な実施

債権管理においては、地方自治法及び同法施行令に基づき、納付期限までに納付がない場合は、督促、強制執行などの適切な債権確保が求められている。ただし、債務者が無資力等である場合の履行期限の延長やそれらが10年以上経過する場合の免除など、債務者の資力の状況等において適切な対応を採るようにされている。

ウ 裁判における借受者本人の権利の保護

私的紛争の解決手段としての民事訴訟では、当然、それら当事者の訴訟上の権利が保護されるべきものである。したがって、裁判手続の着手に先立ち、当事者たる借受者本人及び連帯保証人は、債権債務関係の存在や督促・催告等の状況を把握し、予め取りうる措置としての免除申請や返還などについて十分知りうる状況にすべきである。

エ 裁判着手における社会的費用等の適正さ

私的紛争の解決手段としての民事訴訟は、通常、合理的な範囲内で訴訟の重複はなるべく避けるなど、社会的な費用が適正となることが求められている。また、地方自治法施行令では、差し押さえることができる資産が強制執行の費用に満たない場合や債権額が争訟費用等の取立費用に満たない場合は、それら債権の取立をしないことができるとしており、裁判等手続費用の負担を考え合わせて手続を実施することとされている。

(2) 返還事務において配慮すべき課題**ア 奨学金制度見直し経過への配慮**

奨学金事業は、貸与事業ではあったものの、自立促進援助金の支給により実質的な給付としてきた経過を踏まえ、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠

意ある対応を行うことが求められている。

イ 新たに人権問題が引き起こされないことへの配慮

奨学金事業は、同和問題の解決を図るための同和地区住民の子弟に対する事業であったことから、現在、同和問題に関する差別が解消の方向にあるとはいえ、いまだ差別が完全にはなくなっていないこと（別紙1 2, 3）に加え、借受者の父母、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会、京都市奨学金等返還事務監理委員会などから借受者に対する配慮を求められていること（別紙1 4, 別紙2）を踏まえ、貸与の事実が明らかとなることによって新たな人権上の問題が生じないよう配慮する必要がある。この場合に人権上の問題というのは、借受者をはじめとして返還手続過程で旧同和地区の子弟であることを知った者が、同和問題に係る誤った認識を持っていた場合、それを悲観し、家族及び社会関係に何らかの歪みを新たに生じさせる恐れを想定している。借受者本人が承知していないことは手続上考えられないが、それらの実態があればそれを尊重すべきであり、特に、貸与の当事者ではなかった現在の家族との関係には一層の留意が必要である。

具体的に人権上の配慮が必要とされる場合は、借受者本人の家族関係に着目すると、次の3通りである。

＜人権上の配慮が必要とされる場合＞

- ① 借受者が貸与の時から旧同和地区外居住者であり、同和奨学金の貸与の事実を知らない可能性がある場合
- ② 借受者が独立して世帯を構えており、配偶者等に対して旧同和地区の子弟であることを知らせていない場合
- ③ ①及び②に該当する場合

2 借受者本人への説明の進め方と考慮すべき事項

(1) 借受者本人への対応の考え方

基本的には借受者本人に説明をし、手続を進めるべきものである。ただし、奨学金貸与や同和地区の子弟であることの認識に係る各家庭内の状況に十分な配慮をして対応する必要がある。連絡対象者（連帯保証人）には申請手続に伴いそれらの事実を説明すべき責任を負っていると考えられることから、裁判手続への着手など借受者本人の権利を保護すべき状況が見込まれる場合を除き、これまで通り、連絡対象者である連帯保証人を通じて対応する。

特に、各家庭内の状況を無視して、債権管理上必要であるとの認識のみから、行政が直接に借受者本人に対応するのは適切でないと考える。

(2) 具体的な進め方と考慮すべき事項

ア 連絡対象者（連帯保証人）を接点として説明を行い、返還手続が行われている場合

債権管理上、現時点では適切な状況となっているといえるが、返還が長期に及

ぶ場合など、将来的には借受者本人がそれらの手続を直接行わなければならない場合が考えられるので、次の手続時期までを目安として、それらの可能性について予め連絡対象者に説明を行う。

併せて、借受者本人の状況について、前項(2)イの①から③に掲げる＜人権上の配慮が必要とされる場合＞に該当するかどうかの聞取りを行う。

イ 連絡対象者を接点として説明を行っても、返還手続に応じない場合

返還手続に応じない状況が続けば、いずれ裁判手続を視野に入れなければならない可能性があるため、借受者本人への対応を考えなければならない。

(ア) 連絡対象者（連帯保証人）への借受者への説明の依頼

まずは連絡対象者に対して、連帯保証人のみを裁判の相手方にできる場合があることを予め理解できるように、最終催告の前となる催告時の半年前を目安とし、十分な情報の提供に努めたうえで、借受者本人に返還手続が求められている旨を説明するように求める。ただし、借受者本人へ直接説明することを連絡対象者から求められた場合は、直接説明を行う。

なお、人権上の配慮が必要とされる場合として、前項(2)イの①から③に該当する場合は、説明し、理解を得るのに十分な時間を要することが考えられるので、それらの時間の確保に留意する。また、必要に応じて、同和問題を正しく理解するための資料の提供等の対応を行う。

(イ) 連絡対象者（連帯保証人）が借受者への説明を行わない場合

前(ア)の依頼をし、相当の期間（3カ月程度）が経過しても、特段の理由を示すことなく、連絡対象者が借受者への説明に応じない場合、連絡対象者に対して、貸与の事実を借受者に伝える旨を明示したうえで、最終催告の前となる催告時までを目安として、借受者に対して必要な説明を行う。ただし、説明実施時期については、家族状況等の個別状況を考え合わせて判断することとし、必要かつ適切な対応となるよう留意する。

なお、その際には、本人が貸与の事実及び旧同和地区の子弟であることを認識していないことを前提にして、本人以外の者に当該事実が伝わらないよう慎重に対応する。

3 裁判手続における借受者本人の取扱い

－ 連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱い －

裁判手続において、主債務者である借受者本人を除いて、連帯保証人のみを対象者とすることは例外的な取扱いとなるが、前2項を踏まえ、次の3つの要件のいずれをも満たす場合に認めることとする。

(1) 連帯保証人から借受者を対象としないように申出があった場合

例外的取扱いとして、一律に取り扱うべきものではなく、個別の状況等を踏まえて判断すべきものであることから、申出があった場合に限り対象とする。ただし、

連帯保証人のみを裁判の相手方にできる場合があることを理解できるよう、あらかじめ十分な情報の提供に努める。

なお、申出には様式を問わないこととするが、可能な限り書面で提出することを求める。

(2) 申出に合理的な理由があり、当該申出に明らかな矛盾がない場合

申出の理由が前1(2)イの①から③に該当する場合には、配慮すべき合理的な理由があると判断できるので、そのいずれかに該当する場合とする。

なお、申出内容の信ぴょう性については、それを確認することは困難であるが、少なくとも事実との間に矛盾がないことが必要であり、該当者の住民票等の履歴確認等により、申出と明らかに矛盾することがないことを確認する。ただし、矛盾が見受けられる場合であっても、申出内容を再確認し、合理的な説明がなされれば認めることとする。

(3) 連帯保証人が債務履行に責任を負える場合

連帯保証人に資力がないため債務履行の目的が達せられない場合は除外せざるをえず、連帯保証人に対する資力調査等により、返還が十分見込まれる場合のみを要件として認めることとする。

なお、返還が十分見込まれる場合とは、裁判手続の対象となる返還債権額に見合う、次のような資力に関する状況が見られる場合とする。

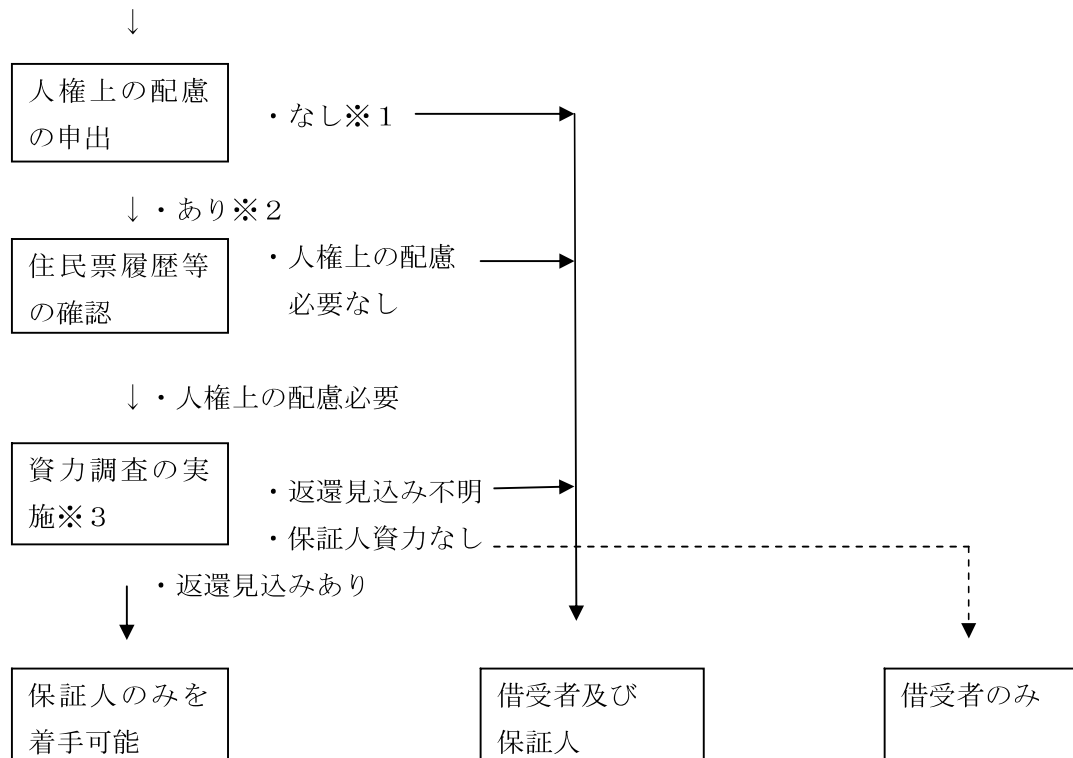
<資力があると認める場合>

- ① 換価価値の高い不動産を所有している場合
(抵当権等がない土地・家屋等で債権額に見合うもの)
- ② 一定の給与所得があると見込まれる場合（職業等）
- ③ 連帯保証人から資産申告がある場合（預貯金等通帳の写しの提出など）

(参考 1)

＜裁判手続の相手方確認フロー図＞

最終催告書の前となる催告時の半年前までには保証人に対して、今後裁判着手の対象となる可能性があることを説明し、その場合は借受者も対象となる旨を担当から説明する。



- ※1 人権上の配慮の申出がない場合であっても、借受者への接触は、まずは連絡対象者から連絡してもらうよう依頼するなど、慎重に対応する。
- ※2 申立て意思を確認するため、可能であれば、人権上の配慮の観点から連帯保証人のみを訴えて欲しいという趣旨の申立書を徴取することとする。
- ※3 人権上の配慮の必要がない場合であっても、保証人請求の必要があるので、保証人の資力調査は実施する。

(参考 2)

裁判手続着手への具体的手順として確認された事項(第5回監理委員会での確認事項)

1 裁判手続着手の要件

借受者本人に対する返還事務については、前述の各委員会からの意見を踏まえ、慎重に行う必要があるが、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない者については、他の借受者との公正性を確保する観点から、法的措置を採る必要がある。

なお、平成23年度においては、第5回監理委員会に諮り、次のいずれの要件も満たした場合に法的措置を採ることとした。

＜裁判手続着手の要件＞

- ア 督促後、約1年を掛けて4回程度の催告をしても返還に応じない者
- イ 資力があると見なされる者（資力がないことが明らかではない者）
- ウ 滞納額が100万円以上の者

2 資力及び相手方の確認

(1) 資力調査

裁判手続着手対象者に対する資力調査を実施し、次の通り、資力の有無に関する資料を収集し、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する。

＜調査事項＞

- ア 不動産（登記簿の閲覧）、自動車（自動車登録台帳の閲覧）
- イ その他（面談を通じた就業状況等の把握）

(2) 裁判手続の相手方の確認

裁判手続の相手方については、借受者本人（連絡対象者が連帯保証人であるなど、連帯保証人が事実を承知している場合は連帯保証人を含める。）を基本とする。ただし、連絡対象者に再度意向を確認し、連帯保証人から借受者に対する人権上の配慮が求められるなど、やむを得ないと認められる場合は、保証人のみを裁判手続の相手方とすることを検討する。

3 裁判手続の手法の選定

基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、返還に応じない意思が明確であると判断できることに加え、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められる場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、民事訴訟の提起を検討する。

- ・ 裁判で争う意思を明確にしている者 → 民事訴訟（当面、支払督促は行わない。）
- ・ 争う意思が明確でない者 → 民事調停

同和問題の現状等について

1 同和地区実態把握等調査報告書等に見られる結婚を巡る状況

結婚を巡る状況については、平成12年度まで実施された同和地区等の実態調査によると、地区外結婚の比率が高くなってきており、若年層で7割程度と特に高く、配偶者への告知も、知っていたものを含め7割近くとなっている。

(1) 同和地区実態把握等調査の結果（平成5年度 旧総務庁）

ア 地区外結婚比率の状況

データとしては、若干古くなるが、各都市が平成5年度に実施した同和地区実態把握等調査報告について、旧総務庁が取りまとめており、同和地区出身者が地区外の者と結婚するケースは、全国で36.6%となっており、増加の傾向を示している（昭和60年度調査時は30.3%）。

これを本市の状況で見た場合、33.3%となっているが、不明がかなり多いこと（17.1%）から、地区外の者との結婚はもっと多いと推定できる状況となっていた。

また、若年層（～29歳）の地区外結婚の状況をみると、67.5%（本市62.9%）となっており、地区外婚の比率が高くなっていることがわかる。

（地区外結婚の状況） 平成5年11月30日現在

全 国	京 都 市
36.6（67.5）%	33.3（62.9）%

※（ ）内は29歳以下

(2) 同和問題の解決に向けた実態等調査の結果（平成12年度 大阪府）

ア 地区外結婚比率の状況

他の自治体のデータであるが、比較的最近のものとして、大阪府が地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の法期限前年の平成12年5月に同和地区内の実態調査を実施している。

同調査によると地区外結婚について、45.7%となっており、これを若年層（～29歳）で見た場合、69.3%となっており、他の自治体の状況であるが、地区外婚の比率が更に高くなっている。

イ 配偶者への告知の状況

また、同調査では、配偶者に対し同和地区出身者であることの告知の有無について、調査が行われており（回答96.2%，無回答3.8%），52.7%の者が告知していた。

告げなかった場合（43.5%）についても、相手がすでに知っている（告げなかった者の30.6%）等の理由からで、知っていたものを含め7割近くとなっており、関係が壊れるのがいやだったからというような理由は4.4%にとどまっている。

※告げなかった理由

区 分	比 率 (%)
あえて問題にするほどの内容でもないから	48.8
相手はすでに知っていたから	30.6
相手は同和問題を理解していたから	5.8
関係が壊れるのがいやだったから	4.4
その他	7.3
無回答	3.0

2 「人権擁護に関する世論調査」結果等に見られる同和問題への市民意識

同和問題に関する意識調査などによると、結婚、就職に関して問題が生じているとの市民意識が見られる。

(1) 人権擁護に関する世論調査（平成19年度 内閣府）

内閣府が平成19年6月21日から7月1日にかけて実施した、人権擁護に関する世論調査の中で、同和問題についての意識調査が行われており、約8割（79.5%）の者が同和問題を知っていると回答している。

この同和問題を知っていると答えた者に対して、「同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という質問を行ったところ、

「結婚問題で周囲が反対すること」を挙げた者の割合が42.9%と最も高く、以下、「身元調査をすること。」（30.1%）、「就職・職場で不利な扱いをすること。」（29.8%）、「差別的な言動をすること。」（26.4%）の順となっている（複数回答可）。「特にない」（14.3%）、「わからない」（12.5%）との回答は合計で3割に満たず、同和問題を知らないと答えた者を含めても、半数以上の国民の意識においては、現在も何らかの問題が生じているとの結果が出されている。

（問：同和問題に関し、どのような問題が起きているのか）

単位（%）

結婚問題	身元調査	就職不利	差別言動	ネット掲載	差別落書	その他	特にない	わからない	計
42.9 (47.5)	30.1 (30.1)	29.8 (28.2)	26.4 (23.3)	14.5 (8.7)	9.8 (8.5)	0.8 (0.5)	14.3 (3.5)	12.5 (25.0)	181.1 (175.3)

（ ）内は平成15年2月調査結果

(2) 人権に関する市民意識調査（平成17年度 京都市）

内閣府とは質問形式が若干異なるが、京都市においても平成17年11月に「人権に関する市民意識調査」を実施しており、同和問題の認識について、一部相違している（問題となっているものの割合について、就職差別より差別的な言動の方が高くなっている。）が、ほぼ同様の結果が出されている。

「同和問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。」という問いに対し（同和問題の認知の有無にかかわらず、調査対象者の全員に質問）、

「結婚への周囲の反対」（46.4%）、「結婚や就職などの際の身元調査」（32.1%）、「差

別的な発言」(27.8%)、「就職・職場での不利な扱い」(23.8%)の順に挙げられており(複数回答可)、「特に問題なし」(6.0%)、「わからない」(18.9%)との回答は約25%であり、京都市民の意識においても、現在も問題が生じているとの結果が出されている。
(問: 同和問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。) 単位 (%)

結婚問題	身元調査	就職不利	差別言動	ネット掲載	差別落書	その他	交際忌避	エセ同和	特になし	わからない	計
46.4	32.1	23.8	27.8	6.3	8.3	5.6	18.1	15.0	6.0	18.9	208.3

3 同和問題に関する人権侵犯事件の救済手続の状況

同和問題の現状について、人権侵犯事件の救済手続の状況を見ると、人権侵犯事件に占める同和問題の比率は極めて低い状況にある。ただし、法務省人権擁護局の認識に見られる通り、人権侵犯事件が発生している事実と当該事件が被害を受けた個人や家族にとっては深刻な問題である点に十分な留意が必要であると考えられる。

(1) 人権侵犯事件の救済手続と同和問題に係る新規手続件数

人権侵害を受けた場合、法務局に対し、人権侵犯被害を申告することにより、人権侵犯事件調査処理規定(平成16年法務省訓令第2号)に基づき、救済手続(援助、調整、要請、説示、勧告、通告、告発)を受けることができる。

同和問題に関する人権侵害事件については、下表のとおり、近年減少傾向が見られる。

(同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数)

平成	18年	19年	20年	21年	22年
件数	171	171	175	157	150

(2) 法務省人権擁護局の同和問題に対する認識

国において人権擁護施策を所管する法務省人権擁護局のHPにおいて、現在の同和問題の状況について同和地区の物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されたが、「結婚、就職問題を中心とする差別事案はいまだにあとを絶ちません。国は、同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進しており、法務省の人権擁護機関も、問題の解決を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。」との見解が示されている。

(3) 人権侵犯事件に占める同和問題の比率

人権侵犯事件全体の件数は、下表に示すとおり、2万1千件台で推移しているが、同和問題の人権侵犯事件全体に占める割合は、約1%となっている。

なお、平成22年度の公務員の職務執行に伴う侵犯事件を除く私人間事案(16,957件)に占める同和問題を含む差別待遇事案(712件)の比率をみると、約4パーセントである。

(人権侵犯事件の新規救済手続開始件数)

平成	18年	19年	20年	21年	22年
件数	21,328	21,506	21,412	21,218	21,696 (4,739※1)

※1 人権侵犯事件は、公務員等の職務執行に伴う侵犯事件と私人間の侵犯事件に大別され、
()内の4,739件については、公務員等の侵犯事件件数で、そのうち最も多い事案は学校におけるいじめ事案で2,714件(57.3%)

※2 平成22年の私人間事案（16,957件）のうち件数が多いものは、暴行・虐待事案（女性・児童・高齢者・障害者を被害者）が4,788件（28.2%）、住居・生活の安全関係事案（相隣間における騒音等）が3,889件（22.9%）、強制・強要事案（家庭内における強制、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等）3,564件（21.0%）、プライバシー関係事案（インターネット等）1,752件（10.3%）の順になっており、同和問題を含む差別待遇事案については、712件（4.2%）

4 借受者本人への本市の対応と借受者本人に関する連帯保証人（連絡対象者）の認識

本市は、これまでから、連帯保証人（連絡対象者）へ連絡のうえ、必要な説明をしてきており、必ずしも借受者本人に対して直接連絡を取っていない。このような中で、連帯保証人（連絡対象者）や同和問題等関係運動団体の借受者本人に関する認識には、制度の建前とは別として、本人への告知がされていない可能性への懸念が示されている。

個別の借受者の状況によって、どこまで深刻な問題が生じるかは予測できないが、連帯保証人等の意思を尊重し、可能な限りの配慮をする必要があると考えられる。

(1) 借受者等への本市の対応方法

奨学金の返還について、借受者本人が奨学金を借りていることを知らない可能性もあることなどから、これまで連絡対象者とされている、主に借受者の父母に対して、まず、連絡を取ることとしている。

(2) 借受者本人に関する連帯保証人（連絡対象者）の認識

返還の意思を示さない連絡対象者からの反応のうち連絡対象者が困惑しているケースとして、次のような反応が示されている（平成23年6月10日開催 第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会資料2の4(4)イ）。

- ・ 借受者本人には奨学金を借りていたことを知らせていない。今更説明はできないし、何年も前の奨学金のことで、本人の気を煩わせたくない。
- ・ 借受者本人は現在結婚しており、配偶者に奨学金を借りていたことを知られるのが怖い。等で、借受者本人に対して連絡しないよう要請される例がみられ、返還手続を行っている場合にも同様な要請が出されている。

(3) 同和問題等関係運動団体の借受者本人に関する認識

ア 部落解放同盟京都市協議会

平成23年5月10日に開催された、部落解放同盟京都市協議会定期総会の活動報告において、「「同和」奨学金返還問題」に関する見解が述べられており、

「この問題が、不用意に外側から、本人に対して部落民であることを告知するというプライバシー侵害につながらないように、今後も行政に働きかけていく必要があります。」とされており、借受者へのプライバシーへの配慮を求める旨の見解が示されている。

また、過去の記事であるが、部落解放同盟改進黨支部が発行する解放新聞改進黨版の2009年6月20日の記事「京都市同和奨学金返還請求に反対する会が実施した各地域の相談会について」によると、「子どもに「部落民であることを言えていないし、それを告げることで

自殺しかねない等々、痛切で深刻な意見が数多く出されました。」との記事が掲載されている。

イ 京都地域人権運動連合会京都市協議会

平成21年2月5日に開催された第13回総点検委員会における関係団体からの意見聴取の場において、自立促進援助金制度の見直しについて、制度の見直しが遅れた京都市に責任があり、住民に納得を得るまで丁寧に説明すべきであると意見を述べている。

また、奨学金の借受者について述べた見解ではないが、人権教育・啓発について、部落差別そのものが全くなかったとは考えていないが、市民の意識の問題や結婚問題について、基本的に解決した状況を迎えているとの見解を示している。

ウ 自由同和会京都府本部・京都市協議会

平成21年2月5日に開催された第13回総点検委員会における関係団体からの意見聴取の場において、自立促進援助金制度の見直しについて、制度の見直しが遅れた京都市の責任も否めず、返還には大変な痛みを伴うことから、貸与者の現状を十分把握したうえで、決して強制的な手法でなく、行政の説明責任と任務を果たすように努めていただきたいと意見を述べている。

また、平成23年7月16日に合同開催された第26回自由同和会京都府本部大会及び第16回自由同和会京都市協議会大会で示された自由同和会京都府本部の平成23年度運動方針において、同和問題について、完全に解消されたわけではないが、大きく改善されており、現在では、結婚・就職での深刻で重大な差別は皆無に近くなっていることから、同和問題については解決しつつあるとの前向きな啓発をすべきという認識が示されている。

以上各団体において、同和問題についての現状の認識は異なるが、借受者に対する配慮あるいは丁寧な対応を求めるという点では共通している。

総点検委員会及び監理委員会から出された意見について

1 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会中間報告「自立促進援助金制度の見直しについて（平成20年8月27日）」で示された総点検委員会のからの意見

自立促進援助金制度を廃止（平成20年12月）し、これまで返還を求めていなかった借受者から返還を求めるに当たり、中間報告において、借受者に対する配慮の観点から次の意見が出されている。

- ・長期間、自立促進援助金を支給されている借受者には、未返還の奨学金（奨学金返還の債務）が残っているという認識すらないと思われ、同和奨学金が返還不要との意識の下に、将来設計が立てられ、現在の生活が営まれていることなどについては、特段の配慮が必要である。

- ・大阪高裁判決において違法と判断されたのは市長等の裁量についてであり、自立促進援助金を支給された借受者についてではない。しかしながら、違法状態を解消しようとするこれらの見直しは、同和奨学金の借受者やその関係者に少なからぬ混乱と痛みをもたらすものであらうと予想される。

そのため、当委員会は、京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うよう強く望む。

2 第3回京都市奨学金等返還事務監理委員会（平成22年7月5日）から出された意見

連絡対象者（主に借受者の父母）に説明しても、返還に応じていただけない場合の本人への連絡について監理委員会に意見を求めたところ、次のような意見が出されている。

- ・借受者本人への連絡及びその依頼については、借受者本人に連絡をとることにプライバシーの問題がある場合があることを踏まえ、時間をかけて、慎重に取り組んで欲しい。

平成 23 年度における裁判手続の実施について

平成 23 年度における裁判手続の実施については、これまでの監理委員会で確認された事項に基づき、最終催告の結果を踏まえ、次のとおり、裁判手続に着手することを予定し、裁判に向けた手続に着手する。

1 裁判手続着手対象者と実施内容について

No	借受者	裁判対象者	裁判の請求額	裁判手続手法	実施予定
1	<u>A</u>	借受者 A 連帯保証人 X	129 万 6000 円	民事訴訟	平成 24 年 3 月
2	<u>B</u>	連帯保証人 Y	108 万 7340 円	民事訴訟	平成 24 年 3 月

注 滞納額 50 万円以上の者については、（参考）50 万円以上の高額滞納者の内訳（平成 23 年 10 月末日時点）参照

2 今後の裁判手続に向けた予定について

(1) 平成 23 年 12 月 1 日 法的措置通知書の送付

ア 最終催告に応じていただけなかった場合で、新たに設定した納入指定期限内（2 週間程度）に納入がなかった場合は、法的措置（民事訴訟又は民事調停）を行う旨を記載した法的措置通知書を配達証明で送付する。

イ 法的措置通知書においても、滞納額の全額納入を催告し、一括納入が困難な場合は、来庁等、連絡するよう促す。滞納額の納入又は分納誓約を行った者が、納入計画に定めた初回分を納入したときは、裁判手続を取り止める。

(2) 平成 24 年 2 ～ 3 月 市会への付議・議決

訴訟物の価額が 50 万円を超える訴えの提起等については、市会の議決が必要となるため、市会に付議したうえ、審議し、議決していただく。

(3) 平成 24 年 3 月 裁判着手

市会の御承認をいただいた後、平成 24 年 3 月を目途として速やかに裁判に着手する。

(参考)

50万円以上の高額滞納者の内訳(平成23年10月末日時点)

(単位:円)

NO.	借受者	滞納額	備考	
1	A	1,296,000	裁判手続着手対象者	
2	B	1,087,340	〃	100万円以上
3	C	902,400		
4	D	867,670		
5	E	806,400		
6	F	787,340		
7	G	660,000		
8	H	648,000		
9	I	648,000		
10	J	530,400		

地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況**1 京都地裁判決の概要（平成23年7月19日）****(1) 判決主文**

- ア 原告の請求を棄却する。
- イ 訴訟費用は、原告の負担とする。

(2) 原告の請求の内容

地域改善対策奨学金等の平成19年度返還分、2億500万4,585円（平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務）の返還を一律無審査で免除したことは、法の下での平等を定めた憲法14条に反するなど、裁量権逸脱で違法であり、被告（京都市長 門川大作（機関としての京都市長））は、同額及び遅延損害金を門川大作（個人としての門川市長）に支払うよう請求しなければならない。

(3) 判決理由

原告が違法であると主張する京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下、「条例」という。）3条1項には、奨学金の返還請求により借受者が予想外の不利益を被るのを防止することを立法理由とするもので、合理的と認められる差別的取扱いを定めたものといえ、憲法14条1項に反しない。その他の主張についても、同条項に重大かつ明白な違法性はなく、原告の請求には理由がない。

（注） 判決については、資料7参照

2 原告住民からの控訴の提起（平成23年8月1日）**(1) 控訴の趣旨**

- ア 原判決を取り消す。
- イ 被控訴人（京都市長 門川大作（機関としての京都市長））は、門川大作に対し、金2億500万4,585円及び遅延損害金を支払うよう請求しなければならない

(2) 控訴の理由

ア 原判決は、条例3条1項は、奨学金の返還請求により借受者が予想外の不利益を被るのを防止することを立法理由とするものであると判示している。しかし、京都市は貸与の際に、借受者に貸与奨学金である旨をはっきり説明していることから、借受者は返還債務の発生を原則通り認識していたといえる等の理由より、借受者に予想外の不利益はない。

よって、条例（3条1項）は不合理な差別であり、違憲違法である。

- イ 原判決は、控訴人が大阪高裁2006年3月31日判決において、自立促進援助金支給

要綱を制定した昭和59年当時も同和地区の実態に大きな変化がなかったとの判断は誤っている旨を指摘したにも拘らず、「直ちに重要な意味をもつものとは言えない」と判示した。しかし、援助金の正当性の有無は、同和地区の状況及び地区外との差異に拠ることは当然であり、この点を看過したまま判断を下した原判決は違法である。

(3) 本市の対応

本件免除決定については、条例3条1項の規定に基づく適正な事務である旨を引き続き主張し、控訴人の請求の棄却を求める。

(参考) これまでの経過及び今後の日程

(1) 経過

(京都地裁)

第1回口頭弁論期日	平成22年	6月24日
第2回口頭弁論期日	平成22年	9月 9日
第3回口頭弁論期日	平成22年	10月28日
第4回口頭弁論期日	平成23年	1月27日
第5回口頭弁論期日	平成23年	3月10日
第6回口頭弁論期日	平成23年	5月12日
第7回口頭弁論期日	平成23年	6月23日
判決日	平成23年	7月19日

(大阪高裁)

第1回口頭弁論期日	平成23年	11月 2日
-----------	-------	--------

(2) 今後の日程

(大阪高裁)

第2回口頭弁論期日	平成23年	12月16日
-----------	-------	--------

平成23年7月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年（行ウ）第18号 損害賠償請求行為請求事件

口頭弁論終結日 平成23年6月23日

判 決

京都市

原 告

同 訴訟代理人弁護士

同

同

同

井 関 佳 法

中 村 和 雄

塩 見 卓 也

岡 根 竜 介

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

被 告 京 都 市 長

門 川 大 作

同 訴訟代理人弁護士 崎 間 昌 一 郎

同 池 上 哲 朗

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、門川大作に対し、2億0500万4585円及びこれに対する平成21年3月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、京都市の住民である原告が、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（平成20年条例第29号。以下「本件条

例」という。)に基づき、同和関係者の子弟に貸与した奨学金の返還債務を免除したことは違憲又は違法であり、これにより同市に損害が生じたと主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、京都市長である門川大作個人に対して、不法行為に基づく損害賠償請求として、免除金額である2億0500万4585円及びこれに対する免除した日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求をすることを求めた住民訴訟である。

1 法令の定め

(1) 本件条例(乙1)

ア 同条例は、京都市が貸与した地域改善対策奨学金等の返還の債務(以下「債務」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとされる(1条)。

イ 同条例2条1号は、高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学を「学校」と定義し、2号は、次に掲げる奨学金及び資金を「地域改善対策奨学金等」と定義し、3号は、地域改善対策奨学金等の貸与を受けた者を「借受者」と定義する。

(ア) 旧地域改善対策特別措置法施行令1条34号の規定による地域改善対策事業として、同市が大学に在学する者に貸与した奨学金並びに入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金(以下「購入資金」という。)

(イ) 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令1条26号の規定による地域改善対策特定事業として、同市が学校に在学する者に貸与した奨学金及び購入資金

(ウ) 同市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律2条1項に規定する対象地域に居住する者の就学を奨励するため、同市が学校に在学する者に就学奨励金として貸与した奨学金及

び購入資金

ウ 同条例3条1項は、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務については、その全部を免除する旨規定する。

(2) 京都市局長等専決規程（昭和38年訓令甲第2号。以下「専決規程」という。乙2）

ア 同規程4条1項及び別表第2の市民生活部長の項は、「地域改善対策奨学金等の返還債務の免除及び返還の猶予に関すること」を、文化市民局市民生活部長の特定専決事項として規定する。

イ 同規程4条2項は、局長は、必要があると認めるときは、部長又は課長の特定専決事項に係る権限のうち、当該部長の属する部に置く担当部長の担当事務に係るものについて、総務局長に合議した上、当該担当部長に委譲することができる旨規定する。

2 前提事実（争いのない事実並びに各項掲記の各書証及び弁論の全趣旨によって認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、京都市の住民である。

イ 門川大作（以下「門川」という。）は、遅くとも平成21年3月以降現在まで京都市の市長である者である。

ウ 淀野実（以下「淀野」という。）は、平成21年3月当時、京都市文化市民局市民生活部担当部長（人権文化推進担当）であった者である。

(2) 専決権限の委譲

京都市文化市民局長は、平成20年12月26日、専決規程4条2項に基づき、文化市民局市民生活部長の特定専決事項のうち、地域改善対策奨学金等の返還債務の免除及び返還の猶予に関すること等に関する権限を、文化市民局市民生活部担当部長（人権文化推進担当）に委譲する旨の決定をした（乙3）。

(3) 債務免除

淀野は、平成21年3月26日、上記(2)の専決権限において、本件条例3条1項に基づき、本件条例2条2号に規定する地域改善対策奨学金等（以下「本件奨学金等」という。）の返還債務で、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えたもののうち、平成19年度に履行期が到来したものの合計2億0500万4585円を免除した（以下「本件免除」という。）。なお、各借受者に対する免除額の内訳は、別表のとおりである。（乙4）

(4) 奨学金の制度の変遷等について

ア 奨学金の制度の創設

京都市は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律2条1項に規定する対象地域における子どもたちの教育・就労の機会均等の保障のため、昭和36年度に奨学金の給付制度を創設した（弁論の全趣旨）。

イ 貸与制への変更

同市は、上記アで創設した奨学金につき国から補助金を受けてきたが、国が、昭和57年度に、奨学金に対する国庫補助制度の見直しを行い、補助対象を給付制のものから貸与制のものに変更したことから、同市は、昭和58年度以降、奨学金の制度を、給付制から貸与制に変更していった（弁論の全趣旨）。

ウ 自立促進援助金制度の創設

同市は、昭和59年3月27日、自立促進援助金支給要綱（以下「援助金支給要綱」という。）を制定し、自立促進援助金（以下「援助金」という。）の制度を創設した。同制度は、貸与制の奨学金を実質的に給付制のものとして運用するために創設された制度であり、上記イの奨学金の貸与を受けた者のうち、その属する世帯の所得、就労等の生活実態から貸与を受けた奨学金を返還することが困難であると市長が認めた者に対し支給さ

れるものとされ（同要綱2条1項），援助金は，援助金の支給を受ける者がその年度に返還すべき奨学金の額の範囲内において市長が定めることとされていた（同要綱5条）が，実際の支給に当たっては，審査等を行うことなく申請者全員に対して一律に援助金の支給が行われてきた。（乙5，弁論の全趣旨）

エ 住民訴訟の提起と判決

上記ウの援助金の支出について，その違法性を問う住民訴訟が提起され，そのうち平成9年度分から平成14年度分までの支出に係る住民訴訟（大阪高等裁判所平成17年（行コ）第22号，第23号）の判決（以下「別件判決」という。）が，平成18年3月31日に言い渡され，同判決は，最高裁判所の上告不受理決定により，平成19年9月に確定した。

別件判決には，以下の判示がある。

「少なくとも，平成14年3月18日及び平成15年3月7日に支給決定された平成13年度及び平成14年度の各援助金のうち新規に援助金を支給することとした借受者に係る援助金については，裁量権の逸脱があったものと解するのが相当である。しかしながら，これを超えて，過去の貸与時点で実質給付制の奨学金として貸付を受け，既に援助金の支給を受けていた借受者に対する関係では上記各年度の援助金の支給が明らかに合理性を欠き違法であるとまでは言い難いと解すべきである」

（以上について，乙7，弁論の全趣旨）

オ 本件条例の制定等

同市は，平成20年12月26日，本件条例を公布し，施行した。これに伴い，援助金の制度は廃止された（乙1）。

(5) 住民監査請求及び本件訴え等

ア 原告は，平成22年3月5日，京都市監査委員に対し，本件免除は地方自治法237条2項，地方財政法2条に反するとして，同免除に係

る監査請求を行った（甲1）。

イ 同市監査委員は、同年3月23日付けで、原告に対し、上記アの監査請求を棄却する旨の通知をし、同通知は同月29日、原告に到達した。

ウ 原告は、同年4月27日、本件訴えを提起した。

エ 被告は、平成23年5月17日、門川に対し、本件に係る訴訟告知をした。

3 当事者の主張

(1) 本件免除の違法性の有無

ア 本件条例3条1項の違法性の有無

（原告の主張）

以下のとおり、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務の一律免除を定める本件条例3条1項は、違憲又は違法である。

（ア） 本件条例3条1項は、本件奨学金等借受者の属する世帯の収入が、一般世帯に比べて全く遜色なく、半数以上が年収70.0万円を超えているにもかかわらず、借受者の収入、資力、返済意向を調査せず、一律無審査でその返還債務を免除するものであり、合理的理由もなく同和関係者の子弟を経済的に優遇するものであって、憲法14条1項に反する。

（イ） 本件条例3条1項は、以下のとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）及び「地域改善対策高等学校等進学奨励費補助事業（高校・高専）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に反する。すなわち、本件条例3条1項により免除の対象となっている本件奨学金等には国庫補助金を得て実施される奨学金が含まれるところ、補助金適正化法7条2項、3項を受けた実施要綱は、奨学金の返還債務を免除できる場合を限定しており（9条）、同返還債務を他の債権管理と同様厳正に行うべきことを規定し（11条）、

債権管理の結果生じた返還金については、補助金割合に沿って、その3分の2を国庫に返還すべきことを定めている（12条3項、4項）。しかるに本件条例3条1項は、借受者の収入、資力、返済意向を調査せず、一律無審査でその返還債務を免除するものであり、その結果、国庫に返還すべき国庫補助金分も返還しておらず、実施要綱に反するのみならず補助金適正化法にも反する。

（被告の主張）

以下のとおり、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務の一律免除を定める本件条例3条1項は、合理的区別を定めたものであり、憲法14条1項に反するものではなく、違法でもない。

（ア）別件判決が、平成12年度以前（平成13年3月31日以前）の援助金受給者に対する平成13年度分及び平成14年度分の援助金の支出を違法とはいえないと判示した趣旨は、京都市が以前から実質給付制の奨学金制度を実施してきた経過にかんがみ、既に奨学金の返還時期を迎え、援助金を受給する等、一定の受益を受けている者に対し、援助金の支給をせず、奨学金の返還を求めることは、当該受益者に予想外の不利益を与えるおそれがあることから、同市がこれまでの施策を尊重し、受益者に不利益を与えないようにする点にあり、本件条例3条1項は、同判決の趣旨にかんがみ、平成12年度以前の時点で援助金の支給を受ける等の利益を受けていることを前提として、奨学金の貸付けを受けていた者については、返還を求める理由付けが困難であることから制定されたものであり、合理性がある。

（イ）本件条例3条1項は、別件判決後の平成20年3月に設置された「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下「総点検委員会」という。）における、援助金制度に関する以下の検討結果（中間報告）を踏まえて制定されたものであり、合理性がある。

a 奨学金の「貸付け」と援助金の支給という「補助」は別の制度であり、それらを一体のものとして運用することに無理・矛盾があることから、援助金制度を廃止し、新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けることにより、奨学金の返還と免除というわかりやすい関係に改める必要がある。

b 援助金を支給されている奨学金の借受者に対する対応については、すべての借受者に対して奨学金の返還を求めるのが原則であるが、長年にわたって同市が貸付けと補助を一体のものとして借受者に対して説明・運用してきたことや、奨学金の返還に際し、その初年度に手続を行うのみで、その後の援助金の支給や奨学金の返還手続が、奨学金の借受者を經由することなく処理されてきたことなどから、借受者には未返還の奨学金が残っている認識すらないと思われる、その意識の下生活設計が立てられ、現在の生活が営まれていることなどについて、特段の配慮が必要である。

(ウ) 補助金適正化法は、国と補助を受けた地方公共団体との関係を規律する法律であるのに対し、本件条例は、同市と本件奨学金等の貸与を受けた者との債権債務関係を規律する条例であり、同債権債務の処理の問題と、債務免除を行った場合、国から交付された補助金の取扱いがどのようなことになるかということは次元の異なる問題であって、本件条例が補助金適正化法に反し無効となるものではない。

イ (上記アで本件条例3条1項が違憲又は違法である場合) 本件免除の違法性の有無

(原告の主張)

本件条例3条1項が違憲又は違法である場合、同規定に基づき行われた淀野による本件免除も当然違法である。

(被告の主張)

仮に、本件条例3条1項が違憲又は違法であるとしても、本件免除のように、条例の規定を前提とする財務会計行為については、条例の内容が著しく合理性を欠き、そのためこれに財務会計行為の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、長及び専決権限を有する職員は、条例に従って当該財務会計行為を行うべき義務があり、そのような場合でなければ、条例に従って行われた財務会計行為が当然に違法となるものではない。

(2) 門川の責任の有無

(原告の主張)

門川は、京都市の債権管理の本来的権限者として、淀野が違法な本件免除を行うのを阻止すべき義務を負っていたが、当該義務を怠ったから、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づく損害賠償義務を負う。

(被告の主張)

市長が補助職員に専決権限を与えている場合に、地方自治法242条の2第1項4号本文により、市長が損害賠償責任を負うのは、専決を任された補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により当該補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限られ、仮に本件免除が違法であるとしても門川が当然に責任を負うものではない。

(3) 損害の有無

(原告の主張)

門川が違法な本件免除を阻止しなかったことにより、京都市は免除した債権額(2億0500万4585円)に相当する損害を被った。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

(1) 制度の概要・経過（甲 8、乙 6、7、弁論の全趣旨）

ア 京都市は、昭和 36 年 4 月、同和関係者の子弟について、教育の機会均等に向けて経済的に支援するための施策として、奨学金の給付制度（京都市同和就学奨励資金給付制度）を設けた。同制度は、当初、対象が高校生に限られていたが、昭和 38 年 4 月、京都市同和奨学資金給付制度（奨学資金給付制度）に名称変更し、高校生以上を対象とする制度に改めた。

イ 国は、昭和 41 年から高校生について、昭和 49 年から大学生について、給付制度の奨学金に係る国庫補助を開始し、地方公共団体が行う奨学資金給付に対し国庫補助（補助率 3 分の 2）が行われるようになった。

ウ 国は、昭和 57 年 10 月、地域改善対策高等学校等進学奨励費補助金（大学）交付要綱において、同年 4 月 1 日以降に入学した大学生を対象とする奨学金に係る国庫補助について、その対象を給付制度の奨学金から貸与制度の奨学金に変更した。

同市は、大学生に対する奨学金につき、国庫補助の打切りという事態に至るのを回避するため、昭和 58 年 3 月 31 日、京都市地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則を公布し、これに基づく奨学金を、返還期間を 20 年以内とする貸与制度とし、同年 4 月 1 日現在、大学 1、2 年生として在学している者から適用することとした（大学 3、4 年生は給付とした。）。

同市は、昭和 58 年 3 月、大学生に対する奨学金を貸与制度とするに当たり、同制度を申請する者に対し、「（卒業の時点で国の制度による返還免除と）京都市独自の援護給付を併用し、今までの奨学金給付制度から後退させないように」する旨の文書を配布した。

エ 同市は、昭和59年3月27日、援助金支給要綱を制定し、同年4月1日から援助金制度の運用を開始した。

同制度は、京都市地域改善対策大学奨学金の貸与を受けた者のうち、その属する世帯の所得、就労等の生活実態から貸与を受けた奨学金を返還することが困難であると市長が認めた者に対し、援助金支給要綱に基づき援助金を支給するというものであったが、実際には、支給基準、認定方法等の具体的な基準は定められず、また、支給決定に際し、支給の申請をした者の属する世帯の所得状況や就労の状況を証する書類は徴されず、申請者全員を奨学金の返還が困難であるものと認め、一律に援助金を支給することとされた。

また、援助金制度においては、援助金の金額は、支給を受ける者がその年度に返還すべき奨学金の範囲内で定められており、支給手続は、形式的には各年度ごとに行われることになっているが、これは国庫補助が各年度を単位としてされていることに対応させたものであり、実際には、申請者が援助金の支給申請をしたときは、収入等の審査をせずに支給を決定し、その後も、奨学金の返還が終了する年度（20年以内）まで、申請者から支給の辞退の申出がされるなどの事情がない限り、特段の申請行為を経ることなくいわば自動的に、毎年度援助金を支給するという運用がされた。

オ 国は、昭和62年、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）及び同施行令を制定、施行し、同年10月から、同年4月1日以降に入学した高校生に対する奨学金に係る国庫補助の対象についても、給付制度の奨学金から貸与制度の奨学金に変更した。

同市は、同年12月26日、京都市地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則を京都市地域改善対策奨学金等貸与規則（以下「奨学金等貸与規則」という。）に改め、高校生の奨学金についても貸与制度に変更した。

また、同市は、昭和63年3月31日、奨学金等貸与規則の一部を改正する規則を公布し、貸与基準を設定した。

カ 同市は、昭和62年12月、京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱（以下「就学奨励金等貸与要綱」という。）を定め、就学奨励金を貸与することとした。そして、同市は、昭和63年3月31日、援助金支給要綱を改正し、就学奨励金の借受者についても援助金の支給の対象とすることができるものとした。

キ 同市は、平成10年12月、就学奨励金等貸与要綱を京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（以下「就学奨励金貸与要綱」という。）に、平成11年2月4日、奨学金等貸与規則を京都市地域改善対策奨学金貸与規則（以下「奨学金貸与規則」という。）に改めた。

ク 地対財特法は、平成14年3月31日をもって失効し、同日、奨学金貸与規則は廃止されたが、就学奨励金貸与要綱に基づく就学奨励金については、所得基準や貸与金額を見直した上、経過措置として、平成14年度から5年間継続されることになり、これに伴い、就学奨励金と一体となって運用されてきた援助金制度についても、平成13年以降も存続されることになった。

ケ 奨学金の財源は、国庫補助の対象となる奨学金については、国の補助金が3分の2、同市の独自財源が3分の1であり、国庫補助の対象とならない奨学金については、10.0%同市の独自財源でまかなわれている。同市は、国庫補助の対象となる奨学金について、借受者から返済金を受領した場合、補助金分（3分の2）を国に返さなければならない。

(2) 別件判決

別件判決の事案は、京都市の住民が、京都市長に対し、同市が行った平成9年度から平成14年度までの、援助金支給要綱に基づく援助金の支出が違法であり、これにより同市が損害を被ったとして、平成9年度から平成14

年度当時、市長の職にあった者に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき損害賠償請求をすること等を求めた事案であり、同判決は、要旨、次のとおり判示し、平成13年度分及び平成14年度分の援助金の各支出決定は平成13、14年度に新規に援助金の支給を受けることになった者に係る部分につき違法であると判断した（乙7）。

ア 同市は、平成7年ころから、同和関係者の子弟に対する各種進路支援事業について、適用対象者を世帯所得によって判定することとし、平成11年ころからは、援助金制度の見直しをも視野に入れた検討を進めていたものであるから、遅くとも平成13年度の援助金については、援助金支給要綱の本来の規定の趣旨に沿って、各申請者ごとに厳正な審査をした上で支給を決定する必要があったものと認めるのが相当である。

イ しかるに、同市は、依然として、援助金支給要綱2条1項の支給基準、認定方法等について具体的な基準を定めず、各申請者から収入、家族状況等に関する客観的資料の提出も求めないまま、申請者を一律に奨学金等を返還することが困難であるものと認め、何ら審査をせずに援助金の支給を継続しているものであり、このような解釈運用は、内容的にも手続的にも不適切であり、法令上許容される裁量権の行使としての合理性を認めることができないものといわざるを得ず、少なくとも、平成14年3月18日及び平成15年3月7日に支給決定された平成13年度及び平成14年度の各援助金のうち新規に援助金を支給することとした借受者に係る援助金については、裁量権の逸脱があったものと解するのが相当である。しかしながら、これを超えて、過去の貸与時点で実質給付制の奨学金として貸付けを受け、既に援助金の支給を受けていた借受者に対する関係では上記各年度の援助金の支給が明らかに合理性を欠き違法であるとまでは言い難いと解すべきである（この点については、同市が借受者に対し、従来の奨学金給付制度から後退させないとの説明をしてきていたこと、行政機関の裁

量による行政運営が長期間にわたり積み重ねられてきた場合に、行政がその行政実務から著しく乖離した施策を実施するときは、受益者に予測外の不利益を与えるおそれがあることから、行政は自ら設定した裁量基準を尊重すべきであり、これに自ら拘束され、裁量の幅が収縮すると解すべき場合もあるというべきことも考慮されるべきである。)。

(3) 別件判決後の経緯

ア 京都市は、平成20年3月、総点検委員会を設置した(乙8)。

イ 総点検委員会は、同年8月27日付けで、「自立促進援助金制度の見直しについて」と題する中間報告を取りまとめた。同中間報告においては、要旨、以下の内容が報告された。(乙10)

(ア) 援助金制度の問題点と見直しの方向性

a 問題点

京都市が、社会経済情勢の変化等にもかかわらず、援助金を無審査で一律に支給し続けたことは、少なくとも一定の時期以降は違法であったといわざるを得ない。

b 見直しの方向性

見直しに当たっては、奨学金の貸付けと援助金という補助を一体のものとして運用することによる制度の硬直性を解消する必要があること、援助金を無審査で一律に支給することが、少なくとも一定の時期以降は違法との判決がなされていること等を踏まえ、援助金制度を廃止し、新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けることにより、奨学金の返還と免除というわかりやすい関係に改めるべきである。

(イ) 見直しの具体的内容

a 援助金制度の廃止時期について

平成19年度から廃止すべきである。

b 奨学金返還困難者に対する返還免除制度の創設について

援助金制度を廃止するに当たっては、国奨学金制度において、奨学金返還困難者に対する返還免除の仕組みが設けられていることも踏まえ、同様の奨学金返還免除制度を新たに創設すべきである。

c 長期間、援助金を支給されている借受者に対する対応等について

同和奨学金が貸付けである以上、原則的に同市と奨学金借受者の間には債権債務関係があり、同市には、未返還の奨学金について返還を請求する権利もあるというべきである。したがって、同市は、すべての借受者に対し、奨学金の返還を求めることが原則というべきである。

しかしながら、一方で、長年にわたって同市が貸付けと補助を一体のものとして、奨学金借受者に対して説明・運用してきたことや、奨学金の返還に際し、その初年度に手続を行うのみで、その後の援助金の支給や奨学金の返還手続が、奨学金の借受者を經由することなく処理されてきたことなどから、借受者には、未返還の奨学金（奨学金返還の債務）が残っているという認識すらないと思われる。すなわち、奨学金が返還不要、あるいは既に返還完了との意識の下に、進学時やその後の将来設計が立てられ、現在（注：平成20年8月27日現在）の生活が営まれていることなどについては、特段の配慮が必要である。

また、平成12年度以前から援助金を支給されている借受者に対しては、別件判決において、上記(2)のとおり判断されていることも考慮すれば、同市がこれらの借受者に対し、改めて奨学金の返還を求めることは相当の困難を伴うことはもとより、返還を求める理由付けが困難であると考えられる。

一方、平成13年度以降の援助金の新規受給対象者については、別件判決において、上記(2)のとおり判断されたことを踏まえ、個々の借受者ごとに、新たに設ける返還免除基準を的確に適用し、改めて未返還の奨学金の返還を求めていくことはやむを得ないと判断される。

したがって、今後、同市が奨学金の返還を求めるに当たっては、その対象者の範囲について、これらの状況を十分に斟酌して判断されたい。

2 本件免除の違法性の有無

(1) 検討の枠組み

ア 地方自治法242条の2第1項4号に基づく損害賠償の請求等を求める住民訴訟において、当該職員の財務会計上の行為をとらえて同規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、同原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当であり、その違法性とは、当該職員が財務会計上の行為を行うに当たって負っている職務上の行為義務ないし行為規範についての違法の有無を意味するものであって、当該職員が財務会計上の行為をするに当たり、当該普通地方公共団体に対し、原因行為との関係でいかなることをすべき行為義務（広い意味での財務会計法規上の義務、すなわち、手続的・技術的な狭い意味での財務会計法規のみではなく、これらを含むところの財務会計上の行為を行う上で当該職員が職務上負担する行為規範一般を意味する。）を負担しているか、また、その義務を尽くしたといえるかという問題であり、原因行為の違法がそれ自体でいわば無媒介に財務会計上の行為の違法をもたらすという関係にあるとは解されない。

イ 地方自治法176条4項は、普通地方公共団体の長は、議会の議決が法

令等に違反すると認めるときは、理由を付してこれを再議に付さなければならないとし、5項は、4項による議決がなお法令等に違反すると認めるときは、市町村長にあっては都道府県知事に対し、審査を申し立てることができ、7項は、上記審査申立てに対する裁定に不服がある場合に、裁判所に出訴することができる旨規定しており、これらの規定に照らすと、普通地方公共団体の長は、議会が制定した条例が法令に反すると認める場合でも、当然にその執行義務を免れることにはならず、独自に当該条例を無効と判断し、当該条例を無視した行為をすることはできない。

もつとも、上記各規定に照らせば、当該条例が違法であり、その違法が重大かつ明白な場合についてまで当然に執行の義務を負うとは解されず、かかる場合には、普通地方公共団体の長は、当該条例の執行を拒絶することができ、かつその執行を拒絶する義務を負うというべきであり、これを拒絶せずに行われた財務会計上の行為は違法となると解される。

ウ そして、専決権者は、当該普通地方公共団体の内部において、訓令等の事務処理上の明確な定めにより、当該財務会計上の行為につき法令上権限を有する者からあらかじめ専決することを任され、同権限行使についての意思決定を自ら行っているのであるから、上記イの検討の枠組みは、専決権者により、当該財務会計上の行為が行われた場合にも、基本的に妥当するというべきである。

エ 前提事実(3)のとおり、本件免除は、淀野が、専決権限において、本件条例3条1項に基づき行ったものであるから、本件条例3条1項に重大かつ明白な違法性があるか検討する。

(2) 本件条例3条1項の重大かつ明白な違法性の有無

ア 憲法14条1項違反の有無

(ア) 憲法14条1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解

すべきであるから、事柄の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱いをすることは、同条項の否定するところではないと解される。

(イ) そして、貸与制の奨学金制度が、各府県又は指定都市が実施主体となつて、各実施主体が把握する当該地域の実情を踏まえて実施されるものであり（甲18, 19）、その制度の運用は各実施主体の合理的な裁量判断にゆだねられていると解されること、本件条例3条1項が新たに住民の権利利益を制約するものではなく特定の借受者に対する受益的な内容のものであることから、本件条例3条1項の立法理由に合理的な根拠があり、かつその区別が当該立法理由との関連で著しく不合理なものではなく、各実施主体の合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的理由のない差別とはいえず、憲法14条1項に反するものということとはできないと解される。

(ウ) そこで、上記(イ)の基準により、本件条例3条1項が、事柄の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱いを定めたものといえるか検討する。

上記1のとおり、京都市は、昭和58年3月、大学生に対する奨学金を貸与制度とするに当たり、同制度を申請する者に対し、「（卒業の時点で国の制度による返還免除と）京都市独自の援護給付を併用し、今までの奨学金給付制度から後退させないように」する旨の文書を配布したこと、同市は、昭和59年4月1日から、奨学金の貸与を受けた者に対し援助金を給付する援助金制度の運用を開始したが、同制度においては、申請者全員を奨学金の返還が困難であるものと認め、一律に援助金が支給され、また、申請者が援助金の支給申請をしたときは、収入等の審査をせずに支給を決定し、その後も奨学金の返還が終了する年度まで、申請者から支給の辞退の申出がされる等の事情がない限り、特段の申請行為を経ることなくいわば自動的に毎年援助金を支給するという運用がされていたことが認められる。

そして、それらの事実を受け、別件判決が、行政が長期間にわたり積み重ねてきた行政実務から著しく乖離した施策を実施するときは、受益者に予測外の不利益を与えるおそれがあること等を指摘し、平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け、既に援助金の支給を受けていた借受者に対する関係では平成13年度及び平成14年度における援助金の支給が明らかに合理性を欠き違法であるとまでは言い難い旨判示するとともに、総点検委員会も、長年にわたって同市が上記のような運用を行ってきたことなどから、借受者には、未返還の奨学金（奨学金返還の債務）が残っているという認識すらなく、かかる認識の下に、進学時やその後の将来設計が立てられ、生活が営まれていることなどについて、特段の配慮を要することを指摘しており、本件条例3条1項は、それらを受けて、奨学金の返還請求により借受者が予想外の不利益を被るのを防止することを立法理由とするものであり、合理的根拠を有しているといえる。

また、本件条例3条1項は、同市が貸与した本件奨学金等のうち、平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を免除するとしたものであり、かかる扱いは、実質給付制の奨学金として貸付けを受けてきた借受者に生ずる不利益の防止という上記の立法理由との関係で著しく不合理なものとはいえず、実施主体の合理的な裁量判断の限界を超えているともいえない。

したがって、本件条例3条1項は、上記奨学金の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱いを定めたものといえ、憲法14条1項に反しない。

- (エ) 原告は、貸与制の奨学金制度が発足した当時、既に同和地区では進学率と収入状況が相当程度改善されており、少なくとも低進学率と低所得

状況があまねく広がっているという状況は存在しなくなっていたから、一律に、所得制限を伴うことなく返還債務を免除することは合理性を欠く旨主張する。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件条例3条1項が、同市が貸与した本件奨学金等のうち、平成12年度以前に貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を一律に免除としたのは、貸与制の奨学金が発足した当時の同和地区における低進学率と低収入状況を理由としたものではなく、同市が、実質的に給付制の奨学金としての運用を長期間継続してきたこと及びそれらの奨学金の返還を請求することが借受者に対し予想外の不利益を被らせることなどを防止しようとしたものであるから、同主張は失当である。

イ 補助金適正化法違反の主張について

(ア) 原告は、実施要綱12条3項、4項が、補助金適正化法7条2項が想定する「条件」に当たるとし、かかる「条件」に反して奨学金の返還債務を免除することは、同法に反する旨主張する。

同法7条2項は、各省庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付することができる旨規定するところ、同規定の趣旨は、当該補助事業等が成功し、相当の収益が生じた場合に、国民の税負担において賄われた補助金等の交付によって得た利益を、当該事業者にすべて帰属させることは、公益と私益とのバランスを失するものであることから、補助金等の金額を限度として、当該収益を国に納付させることができるようにする点にあると解される。

この点、奨学金の貸与事業は、無利子で奨学金を貸与するものであり（実施要綱6条、甲18）、同事業を実施することにより収益を生ずる

可能性のないものであるから、実施要綱 1 2 条 3 項、4 項を、同法 7 条 2 項の「条件」とみる余地はなく、原告の上記主張は採用できない。

(イ) a 原告は、実施要綱の定めが、同法 7 条 3 項の「条件」に当たる旨主張し、かかる「条件」に反して奨学金の返還債務を免除することは、同法に反する旨主張するようである。

b 同条項は、各省庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことは妨げられない旨規定するところ、同条項の趣旨は、補助金等の種類によっては、それぞれの補助制度の目的を達成するため、同条 1 項及び 2 項が規定する条件のほかにも諸種の義務付けをしておく必要がある場合に、それを可能とする点にあると解される。

実施要綱及び地対財特法経過措置事業経費実施要綱（以下「新実施要綱」という。甲 1 9）は、奨学金の貸与に関する補助事業の実施について必要な事項を定めるもの（実施要綱 1 条、新実施要綱 1 条）とされ、補助金を交付するにあたって、対象事業である奨学金の貸与事業について、事業の実施主体である府県又は指定都市（実施要綱 2 条、新実施要綱 2 条）が従うべき事項を定めたものといえる（甲 1 8、1 9）から、実施要綱及び新実施要綱は、いずれも同法 7 条 3 項の「条件」に当たるといふべきである。

c 同法 1 1 条 1 項は、補助事業者等は、補助金等の交付の決定に付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないと規定しており、同法 7 条 3 項の「条件」に違反することが、同法 1 1 条 1 項違反を構成することは否定できない。

しかしながら、同法が、各省庁の長は、①補助事業等が補助金等の交付の決定に付した条件等に従って遂行されていないと認めるときは、当該条件等に従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずること

(13条1項)及び当該条件等に適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し命ずること(16条1項)ができるとし、
②補助事業者等が補助金等の交付の決定に付した条件等に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる(17条1項)旨規定するにとどめていることからすれば、同法は、仮に、補助金等の交付の決定に付した条件等に従って遂行されていない補助事業等が存在したとしても、その是正は飽くまでも各省庁の長の補助事業者等に対する命令等を通じて行うこととしたものであり、現に遂行されている補助事業等自体を違法・無効とするものではないと解するのが相当である。

そうすると、仮に、本件条例3条1項に基づく奨学金返還請求権の免除が、補助条件としての実施要綱及び新実施要綱に違反する補助事業の実施に該当し、その結果、同法11条1項に違反するとしても、それが文部科学大臣による命令(13条1項、16条1項)や補助金交付決定の取消し(17条1項)の対象となり得ることは格別、それにより本件条例3条1項自体が違法・無効となるものではないというべきである。

ウ その余の原告の主張について

- (ア) 原告は、平成13年度以降に新規に援助金を受給してきた奨学金の借受者に対しても、従来の奨学金給付制度から後退させない旨の説明がされてきたはずであり、京都市が借受者に対し、従来の奨学金給付制度から後退させないとの説明をしてきていたこと、同市の裁量による行政運営が長期間にわたり積み重ねられてきたこと等は、平成12年度以前に援助金を受給している借受者に対する援助金の一律支給が違法でないことの根拠とはなり得ない(平成12年度以前か平成13年度以降かで線引きする根拠とはなり得ない)旨主張する。

もとより、仮に、平成13年度以降に新規に援助金を受給してきた奨学金の借受者に対しても、従来の奨学金給付制度から後退させない旨の説明がされたとすると、それらの者が予想外の不利益を被るのを防止する必要があるという面も否定できないが、前記1(1)クなどに記載の事情を考慮すると、その保護の必要性は年々小さくなっていたといえる。他面、京都市が長期間継続してきた借受者に対する援助金の一律支給という運用を改めるには、一定の経過措置ないし経過期間が必要であり、それをどのように設定するかについては広汎な裁量にゆだねざるを得ないことは否定できないところ、上記事情などを考慮すると、平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受けた者までの不利益を一律に防止することにし、平成13年度以降の上記同様の者の不利益を当然には保護しないこととしたことは、別件判決の判断を踏まえての総点検委員会の検討を経て定められた本件条例3条1項の立法理由として不合理なものとはいえず、同条項が違憲又は違法であるということとはできないから、上記主張は失当である。

- (イ) 原告は、別件判決の、昭和38年当時と昭和58年当時の同和地区の生活実態に基本的に大きな変化はなかったとの事実認定は誤りであり、同事実認定を前提とする別件判決の判断も誤りであるとして、それを根拠とする本件条例3条1項も違法である旨主張する。

昭和38年当時と昭和58年当時の同和地区の生活実態に基本的に大きな変化はなかったという点は、事実認定というよりは別件判決の評価であるが、平成12年度以前に援助金を受給している借受者に対する援助金の一律支給の合理性の判断にとっては、その時点の関係で、直ちに重要な意味を持つものとはいえず、本件条例3条1項の立法理由に合理的根拠があるとの結論に大きな影響を及ぼすとは考えられないから、原告の上記主張は失当である。

(ウ) 原告は、実施要綱で定める場合以外に地方公共団体が独自の制度で奨学金の返還債務を免除しても、当該地方公共団体は国庫補助金分は国に返還しなければならないから、本件条例 3 条 1 項による免除をしても、京都市は国庫補助金分を国に返還しなければならないから、本件条例 3 条 1 項が補助金適正化法に違反する旨主張する。

原告が、上記国庫補助金分を国に返還しなければならないことが補助金適正化法に反するとするのは、実施要綱 12 条 4 項、新実施要綱 12 条 4 項が、府県又は指定都市が、奨学金の貸与事業を中止し、又は廃止した後、奨学金の貸与を受けた者から返還金があった場合には、その 3 分の 2 に相当する金額を国庫に返還するものとする旨規定しており、これらが補助金適正化法 7 条 3 項の条件（それらが同法 7 条 2 項の条件に該当しないことは上記イ(ア)において説示したとおりである。）に該当することによるものと解される。

しかしながら、上記イ(イ)において説示したとおり、同法は、仮に、補助金等の交付の決定に付した条件等に従って遂行されていない補助事業等が存在したとしても、その是正は飽くまでも各省庁の長の補助事業者等に対する命令等を通じて行うこととしたものであり、現に遂行されている補助事業等自体を違法・無効とするものではないと解するのが相当であり、本件条例 3 条 1 項に基づく奨学金返還請求権の免除が、補助条件としての実施要綱 12 条 4 項及び新実施要綱 12 条 4 項に違反する補助事業の実施に該当し、その結果、同法 11 条 1 項に違反するとしても、それにより本件条例 3 条 1 項自体が違法・無効となるものではないというべきであるから、原告の上記主張は採用できない。

(エ) 原告は、本件条例 3 条 1 項が、条例制定後 10 年にわたる将来の奨学金返還債務の免除を条例制定時点で決めてしまっており、経済情勢、財政情勢、借受者の生活状況に刻々と変動が予想される下で、将来の債務

全部の免除を決めてしまうことは、公平性・合理性が認められない旨主張する。

しかしながら、上記ア(ウ)において説示したとおり、本件条例3条1項が、京都市が貸与した本件奨学金等のうち、平成12年度以前に貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を一律に免除するとしたのは、同市が、実質的に給付制の奨学金としての運用を長期間継続してきたこと及びそれらの奨学金の返還を請求することが借受者に対し予想外の不利益を被らせることなどを防止しようとしたものであり、その必要性は、将来における経済情勢、財政情勢、借受者の生活状況の変動により左右されるものではないから、原告の上記主張も採用できない。

(オ) さらに、原告は、本件条例3条1項の内容が合理性（財務上の合理性をいうものと解される。）を欠き、違法無効であると主張するが、地方自治法上、地方公共団体の議会は、条例に特定の定めを設けることにより、又は債務を免除する旨の議決をすることにより、自らの判断により当該地方公共団体の有する債権に係る債務の免除を行う権限を有しており（96条1項10号）、かかる権限に基づいて本件条例3条1項が定められている以上、仮にその内容が合理性を欠くとしても直ちに法令に反することにはならないから、上記主張は失当である。

3 結論

以上によれば、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却する。

京都地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 瀧 華 聡 之

裁判官 梶 山 太 郎

裁判官 高 橋 正 典

(別表)

No.	地区	交付番号	氏名	貸与総額	うち通用品	返還済額	免除額	残額
2753	改進			4,680,050	36,050	1,638,050	234,000	2,808,000
2754	辰巳			396,000		138,600	19,800	237,600
2755	辰巳			468,000		163,800	23,400	280,800
2756	辰巳			432,000		151,200	21,600	259,200
2757	辰巳			468,000		163,800	23,400	280,800
2758	辰巳			432,000		151,200	21,600	259,200
2759	辰巳			2,016,000		705,600	100,800	1,209,600
2760	辰巳			1,440,000		504,000	72,000	864,000
2761	辰巳			2,088,000		730,800	104,400	1,252,800
2762	辰巳			663,000		232,050	33,150	397,800
2763	辰巳			4,116,050	36,050	1,440,650	205,800	2,469,600
2764	辰巳			2,070,000		724,500	103,500	1,242,000
2765	吉祥院			396,000		138,600	19,800	237,600
2766	吉祥院			432,000		151,200	21,600	259,200
2767	吉祥院			1,824,750	36,750	638,695	91,235	1,094,820
2768	中唐戸			1,464,000		512,400	73,200	878,400
2769	中唐戸			1,944,000		680,400	97,200	1,166,400
2770	中唐戸			1,860,050	36,050	651,050	93,000	1,116,000
2771	中唐戸			2,196,750	36,750	768,895	109,835	1,318,020
2772	川田			3,888,050	36,050	1,360,850	194,400	2,332,800
2773	崇仁			1,800,000		90,000	90,000	1,620,000
2774	改進			1,800,000		90,000	90,000	1,620,000
2775	改進			432,000		21,600	21,600	388,800
2776	辰巳			1,836,000		91,800	91,800	1,652,400
2777	菜只			1,800,000		540,000	90,000	1,170,000
2778	菜只			1,704,000		511,200	85,200	1,107,600
2779	養正			1,728,000		518,400	86,400	1,123,200
2780	養正			2,016,000		604,800	100,800	1,310,400
2781	養正			1,836,000		550,800	91,800	1,193,400
2782	錦林			1,872,000		561,600	93,600	1,216,800
2783	壬生			1,644,000		493,200	82,200	1,068,600
2784	三条			1,836,000		550,800	91,800	1,193,400
2785	三条			1,836,000		550,800	91,800	1,193,400
2786	崇仁			1,692,000		507,600	84,600	1,099,800
2787	崇仁			1,656,000		496,800	82,800	1,076,400
2788	崇仁			200,000		60,000	10,000	130,000
2789	崇仁			432,000		129,600	21,600	280,800
2790	久世			2,196,000		658,800	109,800	1,427,400
2791	改進			1,800,000		540,000	90,000	1,170,000
2792	改進			1,980,000		594,000	99,000	1,287,000
2793	辰巳			432,000		129,600	21,600	280,800
2794	辰巳			2,124,000		637,200	106,200	1,380,600
2795	辰巳			468,000		140,400	23,400	304,200
2796	辰巳			600,000		180,000	30,000	390,000
2797	吉祥院			1,656,000		496,800	82,800	1,076,400
2798	吉祥院			3,732,050	36,050	1,119,650	186,600	2,425,800
2799	菜只			432,000		108,000	21,600	302,400
2800	養正			468,000		117,000	23,400	327,600
2801	壬生			1,872,000		468,000	93,600	1,310,400
2802	崇仁			1,944,000		486,000	97,200	1,360,800
2803	崇仁			1,944,000		486,000	97,200	1,360,800
2804	崇仁			4,236,050	36,050	1,059,050	211,800	2,965,200
2805	久世			216,000		54,000	10,800	151,200
2806	改進			1,584,000		396,000	79,200	1,108,800
2807	改進			1,836,000		459,000	91,800	1,285,200
2808	辰巳			624,000		156,000	31,200	436,800
2809	吉祥院			2,016,000		504,000	100,800	1,411,200
				4,100,115,100	23,071,300	2,296,087,100	205,004,585	1,599,023,415

これは正本である。

平成23年7月19日

同庁

裁判所書記官 上西美和



第 5 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項

1 報告

○ 返還事務の取組状況

事務局から資料 1 により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、前回の委員会で承認されたものと同様の経過と認められる 15 件の報告を受け、了解された。

○ 督促・催告の実施とその後の状況

事務局から資料 2 により報告を受け、了解された。

2 意見聴取

○ 裁判手続着手の考え方について

事務局から資料 3 により説明を受け、裁判手続着手について、この基本的な考えで進めていくことについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判手続着手の対象者について、当面は滞納額が 100 万円を超える者とするが、基準額を引き下げる場合には委員会に事前に承認を得るということで良いか。
- （事務局） 基準額を引き下げる場合は、事前に委員会にお諮りしたいと考えている。
- ・ 裁判手続着手の対象者については、かなりスクリーニングをかけたうえのものであり、全体の趣旨としては理解できる。
 - ・ 裁判手続を踏まざるを得ない場合は、紛争をきちんと解決するという目的が達成されるよう、借受者に対して十分に制度の説明をされるなど、御配慮いただきたい。

○ 特別な事情による返還猶予の個別審査について

個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

新たな事例に該当するため、委員会の審査の対象となる 2 件について、事務局から審査対象者個票に基づき説明を受け、委員会として承認することとされた。

審査に関連して、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 借受者が免除等の申請をされてきた中で、事務レベルでの手続はスムーズに進んできたのか。
- （事務局） 事務手続で何度もやり取りを要する事例もあったが、トラブルという状況にはないと認識している。

第 5 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成23年6月10日

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから、第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公正性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願い致します。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保前委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日のお手元の資料にも、資料6及び資料7として添付させていただいているところでございます。

なお、本市では夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほど、よろしくお願いを致します。

それでは、議事に入ります前に、今回は各委員の2年間の任期満了後の初めての委員会でございます。新たに御就任いただいた委員の方がおられますことから、まず、委員の方々の御紹介をさせていただきます。

最初に、弁護士の安保千秋様でございます。

○安保委員

安保です。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、人権擁護委員の田多耀子様でございます。

○田多委員

田多です。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、公認会計士の西田憲司様でございます。

○西田委員

西田でございます。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、弁護士の山下宣様でございます。

○山下委員

山下です。よろしくお願いします。

○事務局

次に、本市の出席者を御紹介致します。

文化市民局長の西出義幸でございます。

○西出文化市民局長

西出でございます。お世話になります。よろしくお願いします。

○事務局

最後に、私、文化市民局くらし安全・人権文化推進担当部長の石田忠彦でございます。よろしくお願いします。

なお、事務局として、人権文化推進課の奨学金の担当課長が出席致しております。よろしくお願い致します。

ここで、委員会の開催に当たり、文化市民局長の西出から一言御挨拶を申し上げます。

す。

○西出文化市民局長

それでは、委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の先生方には大変お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。
今回は改選ということで、また新たな委員を快くお受けをいただきまして感謝を申し上げる次第でございます。

京都市では、かつて同和対策事業の一環として、同和奨学金の借受者に対しまして、奨学金の返還額と同額の補助金を給付する自立促進援助金制度を運用致しておりました。しかしその後、その支給の一部が違法であるとの裁判所の判決が確定したことを受けまして、また同和行政全体の見直しの中で、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置致しまして、自立促進援助金制度の見直し等について御議論をいただいたところでございます。総点検委員会からの提言に基づきまして、現在では自立促進援助金制度を廃止致しまして、奨学金制度を返還いただく方と返還困難者に対する免除という分かりやすい形に制度を改めたところでございます。

制度の改正に当たりましては、借受者の皆様には多大な御心労をおかけすることとなりましたが、幸いにも奨学金の借受者のおよそ8割の方々が返還免除の適用を受けることができることとなっております。また、残りの方々につきましても、6割の方々については返還に応じていただいている状況にございまして、残る手続きがまだできていない方についても、今後、制度についての御理解をいただく中で手続きに応じていただけるよう、鋭意取組を進めているところでございます。

この監理委員会では、先ほど部長の説明にもございましたように、同和奨学金の返還事務の取組状況や、事務手続上の課題等について御報告をさせていただく中で、委員の先生方に第三者の立場で、また専門家の立場で審査、御提言を行っていただくことによりまして、債権管理事務の透明性、客観性、公平性の確保を図るということを目的と致しております。先生方のそれぞれの立場、また第三者としての客観的な目か

ら御審査をいただきまして、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと思っております。
どうぞよろしくお願い致します。

京都市と致しましても、この委員会を適切に運営していくことによりまして、同和奨学金の債権管理事務の透明性、客観性、また公平性を確保致しますとともに、市民の同和行政に対する不信感を払拭し、ひいては真の同和問題の解決につなげてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、これから2年間の任期に向けた最初の日となるわけでございます。長期にわたりお世話になりますが、よろしくお願い致します。また、今日は少し時間がかかるかもしれませんが、熱心な御審議をいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

恐れ入りますが、西出局長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○西出文化市民局長

申し訳ございません。どうぞよろしくお願い致します。

〔西出局長退席〕

○事務局

それでは続きまして、この委員会の委員長を選出をお願いしたいと存じます。

委員長は、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出していただくこととなっております。

これに基づき委員の皆様から御推薦をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○西田委員

西田でございます。

私は本委員会の委員を務めるのは初めてですが、過去の経緯を考えますと、できましたら安保委員に委員長を引き受けていただければ幸いです。

以上です。

○事務局

はい、ありがとうございます。

西田委員のほうから、引き続き安保委員にお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

皆様から御賛同をいただきましたので、安保委員に委員長をお願いしたいと存じます。安保委員長，どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、恐れ入りますが安保委員長には委員長席へお移りいただきますようよろしくお願い致します。

○安保委員長

安保でございます。よろしくお願い致します。

○事務局

それでは、同規則によりまして、委員長に会議の進行を務めていただくことになっておりますので、以下の議事進行を安保委員長にお願いしたいと存じます。

安保委員長，どうぞよろしくお願い致します。

○安保委員長

それでは、委員長を務めさせていただきます。

私は前回から引き続き委員を務めさせていただくことになります。

今回新しい2人の委員を迎えまして、この委員会が設置された目的をお話しますと、同和奨学金の返還事務に関して、公平性と透明性を持って、かつ、客観的な形で、監視すると言いますか、業務の進行について正しく意見を述べていくという役割がご

ざいます。若干今までの経緯もあり，本委員会で確認され，了解された事項等がございますので，新しい委員の方には分かりにくい点もあろうかと思えます。分かりにくいと思われた点につきましては，是非，質問していただければと思います。

それでは早速ですが，委員長の職務代理の指名をさせていただきたいと思えます。規則第4条第4項の規定によりますと，委員長があらかじめ委員長の職務を代理していただく委員を指名することになっております。そこで恐縮ですが，西田委員にお願いしたいのですが，よろしいでしょうか。

○西田委員

分かりました。お受け致します。

○安保委員長

そうしましたら，よろしくお願いします。

それでは，議事に入りたいと思えます。

最初に，報告案件として，「返還事務の取組状況について」事務局から報告をお願い致します。

○事務局

奨学金等の返還事務事業の担当をしております，担当課長の西尾と申します。よろしくお願い致します。

失礼して，着席をして御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは，「奨学金返還事務の取組状況」について，平成23年3月末日現在の状況を御報告致します。

なお，奨学金の返還年度は，学校卒業後6箇月後から返還開始となるため，通常10月1日から翌年の9月末日となっておりまして，通常の会計年度とは異なっております。従って，3月末日現在というのは，返還年度の間時点に相当します。

それでは，資料1を御覧ください。

まず，「1 借受者別の返還に関する手続の状況」につきましては，平成20年度

の奨学金制度の抜本的な見直しにより新たに返還を求めることとなった、平成13年以降に返還の始期を迎えた借受者を対象として、3月末日時点で履行期間中に当たる平成22年度返還分の手続がどのように進んでいるのかを見たものでございます。

借受者数は、1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、制度見直し前に手続を行った者を含めまして、所得が一定基準以下などのため平成22年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,131人となっており、借受者のうち80.5パーセント、約8割の方が免除決定を受けているということになります。

次に、「②猶予中」につきましては、制度見直し前に手続を行った者を含め、在学中であるため、平成22年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が79人となっており、借受者のうち5.6パーセントの方が猶予決定を受けているということになります。

一方、「③返還」につきましては、それら免除又は猶予の決定がされておらず、返還が請求されている方を示しております。これらの方が194人となっており、借受者のうち13.9パーセントの方が実質的な返還を求められているということになります。

「③返還」の内訳と致しまして、「④返還済」というのは、平成22年度返還分を完納している方を含めまして、平成21年度返還分を返還済みである方などを示しております。このうちには、今後、平成22年度返還分を納付していただかなければならない方もおられますが、返還実績があるため、返還の可能性が極めて高いと言えます。これらの方が109人ございまして、「③返還」のうちに占める割合は56.2パーセントになり、6割弱の方が返還請求を受けて返還に応じていただいている状況となっております。

次に、返還請求を受けても、平成22年度の手続を何らされていないのが「⑤22年度未手続」の区分の方となります。そのうち「滞納あり」は、平成21年度返還分

以前の滞納があり催告手続の対象となっている方でありまして、64人となっております。その具体的な内訳につきましては、欄外に「○ 滞納あり64人の内訳」と示しておりますように、所在不明の15人を除きますと実質的な滞納者は49人ということでございまして、返還見込みの方9人、また免除・猶予等の相談中の方3人を除きますと、返還の意思が明らかでない「その他」の方が37人ということになり、うち35人が「おおむね拒否」されている状況にございます。これらおおむね拒否の方は、前回報告した9月末日と比べますと約5人減少しております。また、借受者総数に対する比率では、約2.5パーセントとなっております。

一方、「滞納なし」は免除中、猶予中などのために平成21年度以前の返還を要せず、新たに平成22年度に手続が必要となった方ございまして、21人となっております。これらの方は、今後、履行期限である9月末に向けて返還手続に応じてもらえるよう、引き続き働きかけが必要となっております。

なお、ここでの数値は、平成13年度以降返還開始者をすべて対象としておりますので、平成20年12月の制度見直し以前の時点で、5年間免除となっている方、又は大学等在学中のため猶予となっている方なども含んでおりますので、制度見直し以後、まだ対応を要していない方を含んでいるという点を御留意いただきたいと思います。

次に、「2 債権別の免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございますが、これは、高校奨学金・大学奨学金別、かつ、年度別、すなわち債権単位で返還債務の状況を把握しているものでございまして、制度見直し後に手続が必要となったもののうち、猶予したもの、免除したもの、あるいは返還をいただくべきものを示しております。したがって、計上している件数は先ほどまでの実人数での表記とは異なっておりますので、御注意いただきたいと思います。

それでは、そのうち平成19・20年度返還分について見てみますと、これは平成20年の奨学金制度の見直しによって新たに返還を求めることとなった平成15年度

以前貸与分に係るものでございますが、既に免除や猶予となっていた者を除きまして、合計で2,053件への対応が必要となっております。そのうち新たに猶予したものは、経過措置として、当該2年分について返還終了予定年度後にその返還を猶予するというもの、その他、特別な事情によるものなどで117件、5.7パーセントとなっております。また、新たに免除したものは、経過措置として旧自立促進援助金の支給判定基準で免除判定したものなどで1,796件、87.5パーセントとなっております。前回報告した9月末現在と比べ、第4回委員会で御確認いただきました「所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて」に基づきまして、新たに46件の猶予をしたことなどで数値の変化はございますが、平成19・20年度返還分に係る履行期限は平成22年3月31日となっておりますので、これら特別な事情による猶予を除きまして、ほぼ確定した数値と言えます。

また、免除率につきましては、平成19・20年度返還分は経過措置として旧自立促進援助金の支給判定基準を免除判定基準に用いておりますけれども、旧自立促進援助金の支給判定実績を見ますと、これが約85パーセントとなっておりますので、従来の実績にほぼ見合った結果となっています。

一方、猶予や免除とならず返還をいただくべき件数が140件となっておりまして、そのうち収入し完納となっているものが48件となっております。これを収入率で見ますと、下段の括弧の中に示しておりますけれども、34.3パーセントとなっております。一方、返還をいただくべきもののうち未収入分92件、822万5,000円につきましては履行期限を経過しておりますので、既に督促状を送付したうえ、3月には第2回目の催告を行い、現在第3回目の催告に取り組んでおりますが、今後も引き続き、自主的な納付に向けた相談など、丁寧な対応に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、これらの催告等の状況につきましては、後ほど資料2に基づき「督促・催告の実施とその後の状況」を報告する際に、5月末現在の状況を御説明したいと考えて

おります。

次に、平成21年度返還分について見てみますと、既に免除や猶予となっていた者を除きまして、合計で1,543件への対応が必要となっております。そのうち新たに猶予したものは、在学中であるもの、失業等で収入が大幅に減少したもの、特別な事情によるものなど、合計で89件、5.8パーセントとなっております。また、新たに免除したものは、年間の所得が生活保護基準の1.5倍以下に該当したものなどで1,234件、80.0パーセントとなっております。前回報告した9月末現在と比べまして、猶予や免除で手続中のものの決定がされたことなどから増加が見られますが、平成21年度返還分に係る履行期限は平成22年9月30日となっておりますので、今後は特別な事情による猶予を除き、ほぼ確定した数値となっております。

また、免除率につきましては、免除基準が経過措置による基準よりも厳しいものとなっておりますが、対象者がおおむね30歳以下の若年者であり、昨今の厳しい経済状況や若年層の雇用環境の悪化が大きく影響し、高い比率になっているのではないかと考えております。

一方、免除や猶予とならず返還をいただくべき件数は223件で、そのうち収入し完納したものは142件となっております。これを収入率で見ますと、63.7パーセントとなっております。返還をいただくべきもののうち未収入分81件、651万9,000円につきましては、履行期限を経過しておりますので、既に督促状を郵送したうえ、3月には1回目の催告を行い、現在2回目の催告に取り組んでいるところですが、今後も引き続き納付に係る相談を行うなど、必要な手続をしていただけるよう丁寧な対応に努めていきたいと考えています。

次に、平成22年度返還分について見ますと、これは履行期間が平成22年10月から23年9月末までのものでございまして、今回初めて御報告する内容となっております。既に免除や猶予となっていた者を除きまして、合計で1,629件への対応が必要となっております。そのうち新たに猶予したものは、在学中であるもの61件、

3. 7%でございますが、新たに免除したものは、年間の所得が生活保護基準の1.5倍以下に該当したものなどで1,344件、82.5パーセントとなっております。ただし、これらの猶予又は免除には、平成21年度に決定され、平成22年度も引き続きその対象となっているものを含んでおります。

また、免除率につきましては、平成21年度をやや上回ったものとなっておりますが、先ほど述べましたように、昨今の厳しい経済状況や若年層の雇用環境の悪化が大きく影響しているのではないかと考えております。

一方、免除や猶予となっておらず、返還をいただくべき件数は224件で、そのうち収入し完納となっているものが27件となっております。これを収入率で見ますと、12.1パーセントと低い数値となっております。この数値につきましては、先ほど申し上げましたように履行期限が平成23年9月30日ということでありますので、今後、申請手続や返還に応じていただくことで、21年度と同等の60パーセント程度になるのではないかと見込んでおります。これら未手続の方につきましては、引き続き履行期限内に手続をいただけるよう働きかけていく必要があると考えております。

次のページに進みまして、返還猶予の内訳、履行期限の延長の状況という項目がございますが、これらの取扱いにつきましては、借受者の実態に応じて誠意ある対応となるよう監理委員会で御意見をいただき御了解のうえ、実施しているものなどを示したものです。

まず、返還猶予の内訳でございますが、「在学中のため」というのは、これは見直し以前から制度化されていたもので、在学中を理由とするものでございまして、平成21年度では70件、平成22年度では61件となっております。

次に、「制度の変更に係る経過措置」とありますが、制度見直しに伴う激変を緩和する措置でございまして、平成19・20年度返還分のみを対象とし、申請に基づき最終返還予定年度後にその返還を猶予するというもので、これが71件となっております。

また、「収入の大幅な減少のため」というのがありますが、これは第2回の監理委員会で御了解をいただいた取扱いに係るものでございますが、前年には一定の収入があるため免除とならなかったものの、翌年は失業などにより収入総額が前年と比べて3分の2以下に大幅に減少し、かつ免除基準に該当するような場合については、返還を猶予するというものでございまして、平成21年度分で14件の該当があります。

最後に、「特別な事情」という記載がございますが、これは第4回監理委員会で御了解いただいた取扱いに係るものでございます。返還の履行期限までに申請手続きができなかったことについてやむを得ない理由がある場合に「特別な事情」があるものとして監理委員会での事前審査を経て返還の猶予を認めるものでございまして、さらに承認したものと同様の経過がある場合につきましては、措置後に報告することを御了解いただきました。これにより、第4回監理委員会では、15人分11案件を非公開で審査のうえ、御承認をいただき、それに基づき猶予決定したものがそちらに記載しておりますが、平成19・20年度返還分の46件から事後報告分15件を除いた31件となります。その概要につきましては、既にホームページ上で公開しています。また、措置後に報告するとしたものが事後報告分と表記しているものでして、平成19・20年度返還分で15件、平成21年度返還分で5件の合計20件となっております。

このうち、事後報告分につきましては、別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」として一覧及び報告対象者個票を添付しております。特徴的なものを少し御紹介しようと思いますが、その前に「特別な事情」の考え方について少し確認をさせていただきたいと思います。

参考として「所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて」として、第4回監理委員会の資料を添付しています。資料中の2の(3)「特別な事情による返還猶予を認める事由」を御覧ください。ここでは、A、B、Cの3つが示してございます。基本的な考え方として、本市が十分な説明を尽くす責任があるという観点から設

定したものでございまして、Aは検討するための相当な時間がなかったというものでございまして、そのうちA－1は説明後の時間が短かったもの、A－2は家庭のトラブル等により検討すべき余裕がなく対応が困難であったというもの、そしてBは重大な誤解をしていたなどの告知があり正確な理解を欠いていたというものでございまして、Cは連絡対象者以外の借受者本人又は保証人がこれまでの連絡対象者などの意思とは違う意思表示をしたもの、としております。さらに、それらを検討するうえで考慮すべきものとして、2の(2)に「考慮すべき背景」というものを付してございます。

aは本市に対する不信感などが強い事例でございまして、bは本市よりも第三者の情報を優先してその影響を受けているという事例でございまして、cは旧同和地区以外に新しい家庭を築いているなど借受者本人に連絡することに困難を感じて時間が経過してしまう事例でございまして。

そして、具体的な判定では、個別の経過を踏まえ、事由及び考慮すべき背景を確認しまして、特別な事情への該当の有無を判断致しております。

それでは、別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」の一覧に戻っていただきたいと思います。ここに書かれている事由と考慮すべき背景の組合せにつきましては、既に前回の委員会で承認されたものと同様の事例であったため、事後報告の扱いとさせていただき、既に措置したものでございます。

それでは、ここで特徴的な点を一部だけ御紹介したいと思いますので、個別の表を見ていただきたいと思います。報告番号の3、4ですが、ここでは保証人と面談ができたものの具体的な説明までには至らず、保証人が相談している第三者を通じて連絡をして欲しいという希望があったために、第三者の方へ連絡をしていたわけですが、それでも連絡がつかなくなり、そのうち保証人から直接連絡があり、具体的な説明に至ったという事例でございまして、第三者が深く介在していたものでございます。

次に、報告番号5、6及び7でございしますが、これは保証人と面談はできていたものの制度の具体的な説明には至らず、その後保証人の父母を通じて働きかけが可能で

あったためお願いしたところ、申請書類の提出までには至ったものの、残りの必要書類の提出がなく、再度直接面談し理解を得たという事例でございます。これは父母からのアプローチが可能であったということから一定の進捗が図られたというものでございますが、お聞きしたところによりますと、知人からの否定的な影響等もあり、十分な理解や認識には至っていなかったというような事例でございます。

報告番号８及び９でございますが、これは知人や周囲の方から免除申請の必要はないと聞いておられて、その影響を受けていたものが、その後、その知人が免除申請をしたり、また、他の知人の説明を聞くなりして態度に変化が生じ、手続に応じていただけたという事例でございます。これらは行政に対する不信感が根強く、信頼できる周囲の方の考えを優先して判断されていたものだと思います。

報告番号１０及び１１でございますが、これらは、実際に貸与申請手続をしたのが保証人ではなく離婚した元配偶者であるということで、そちらに説明をして欲しいという要望がございましたので、私どもとしましてもそちらに対応することとしましたが、その所在を確認することに大変手間取り、さらに、確認はできたものの、その元配偶者が病気による入退院を繰り返していたということで説明ができなかったという事例でございます。家庭の特別な事情や体調の不調など個別の事情があったものです。

最後に、報告番号１４及び１５ですが、これは訪問しても不在がちで、連絡をお願いしても対応いただけないなど、十分な時間をとって面談ができなかった方でございますが、その後、面談に至り手続をしていただいた時点でこの間の経過を伺ったところ、免除といっても結局返還しなければならないという誤った理解をされていたことが判明したものでございます。正確な理解がないことが対応していただけない要因となっていたと思われる事例でございます。

以上が特別な事情による猶予に係る事後報告分の特徴的なポイントでございます。

資料１の裏面に戻っていただきまして、「履行期限の延長の状況」でございますが、平成２２年度返還分では２１件あり、これらのすべてが「所得が基準以下のため」を

理由とするものとなっております。履行期限の延長につきましては、「所得が基準以下のため」を理由とする場合、具体的には所得が免除判定基準には該当しないものの旧自立促進援助金の支給判定基準に該当する場合や、「その他特別な事情等」を理由とする場合、例えば住宅ローンの返済があるというような特別な事情がある場合には、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長することで、1年当たりの返還金額を最大で半減するというものでして、第1回の監理委員会で御了解をいただいたものでございます。

なお、特別な事情による申請はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。以上のように、免除や猶予などの返還手続についてはかなりの比率に到達しているかと思えます。特に履行期限経過分につきましては、第4回監理委員会で御了解いただきました「特別な事情による返還猶予」による猶予決定の取扱いが一定数見られ、面談による事務の進捗が一定図られているかと思えます。また、収入率につきましては、平成21年度で6割程度とはなっておりますが、特に平成19年・20年度では3割強程度という低い状況でございまして、催告等を行ってはいますが、面談に応じていただけないなど対応に苦慮している実情もございまして、今後もなお機会を設けて引き続き粘り強く働きかけ、理解を求めていきたいと考えております。

奨学金返還事務の取組状況に関する事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

借受者別・債権別の取組状況と、返還猶予の内訳としての特別事情による返還猶予決定の事後報告分の説明をしていただきましたが、今の報告内容について御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、次の報告案件と合わせて質問をいただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

では、2つ目の報告案件の「督促・催告の実施とその後の状況」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、「督促・催告の実施とその後の状況」について御報告を致します。

まず、履行期限後の返還債務の履行請求の進め方についてですが、本市と致しましては十分説明を尽くすとともに、できる限り自主的な返還ができるよう誠意を持って相談・指導を行っていくという観点から、督促後約1年間をかけまして催告を4回行うこととしております。督促・催告ごとの指定期限経過後には原則として面談による納入の依頼を行い、取組を進めているところでございます。

まず、資料2の（参考）がございますので、そちらを御覧ください。

これは、今申し上げました考え方に基づき、督促・催告のスケジュールを示したものです。これは第4回監理委員会でお示ししたものと同一内容になってございます。

第4回委員会は昨年11月に開催しており、その際には、それまでに実施した平成22年3月及び同年8月の督促及び催告の状況を御報告致しておりましたが、今回はそれ以後の実施状況として、平成22年12月及び平成23年3月の督促及び催告について御報告を致します。また、報告に当たりましては、年度別の債権単位の個別の状況というわけではなく、借受者ごとに、催告がどのように行われ、返還の意思の確認がどこまで進んでいったかに着目して見ていきたいと考えております。

まず、「1 平成16年度以降貸与分の平成19・20年度返還分等から滞納の者」についてでございます。

平成16年度以降貸与分につきましては、所得判定によって旧自立促進援助金を支給することとなった後の奨学金等に係るもので、貸与時には所得判定の説明を行っておりますので、個人返還の可能性があることを認識のうえ、貸与を受けられたというものでございます。そして、返還時の支給判定の結果、旧自立促進援助金の支給基準を超える所得であったためなどから個人返還を求めることになったものでございます。

なお、これらのもののうちの一部については、平成15年度以前貸与分の平成19・20年度返還分や平成21年度返還分など、これらよりも後に履行期限を迎えたものも併せて催告等を行っておりますので、そのように御覧いただきたいと思います。

平成16年度以降貸与分に係る平成19・20年度の返還手続の状況については、先ほどの資料1では、平成20年度の制度見直し後の内容に対象を限定し、特にお示しをしておりませんでしたので、平成23年3月末現在の概況を補足説明を致しますと、免除や猶予となっている方の比率は約85パーセントとなっております。残りの返還請求をしたもののうちで返還をいただけたのは、収入率で見ますと約83パーセントと相当高い比率となっております。返還いただけていないものにつきましては、昨年11月に報告しましたように、平成22年3月に督促を行い、同年8月に第1回目の催告をしたという状況でございます。

そのうえで、「(1) 催告（主に2回目）及び保証人への請求」でございますけれども、未返還者27人のうち納付相談中のものなど16人を除き、11人に対して平成22年12月に翌1月4日を指定期限とする催告書を原則として訪問のうえお届けしております。催告の内容と致しまして、期限を指定したうえ、延滞利子を請求するとともに裁判手続を検討していることを告知し、あわせて新たに保証人に対し履行請求し、ともに返還が困難な場合については納付相談をいただくよう御案内をしているものでございます。「主に」との注記がございますけれども、これは納付誓約中などを理由として第1回目の催告を保留したものを含むためにこうなっております。以降に見られる表記につきましても同様の意味を示しております。

その結果が下の表のうちの「催告等に対する反応」で書かれていますが、①滞納金を完納した方が1人、②納入誓約書を提出するなど返還の意思を示した方が7人で合計8人となっております。発行したうちの約7割の方の返還の意思を確認することができましたが、他方で3人の方は期限内での反応はなく、返還手続に対する意思を

確認できませんでした。

次に、「(2) 催告（主に3回目）及び保証人への請求」でございますけれども、先ほどの返還手続に対する意思が確認できなかった3人に、返還意思を示しながら納入しなかった2人を加えた5人の方に対して、平成23年3月31日を指定期限とした催告書を原則として訪問のうえでお届けしております。

催告の内容と致しましては、期限を指定したうえ、延滞利子を請求するとともに、履行していただけない場合は裁判に向け手続に着手することをお知らせし、納付相談の御案内もしているところでございます。また、保証人4人に対しても請求しておりますが、借受者本人への対応に支障がある場合には必ず連絡をいただくように明記しております。

その結果は下の表のうちに掲げておりますが、①完納した方が3人、②返還意思を示した方が2人ということで、現在のところ返還意思のない方はいない状況となっております。このことから、平成16年度以降貸与分の平成19・20年度返還分からの滞納者につきましては、従来のスケジュールでは、見込みとして3回の催告を経てこの6月に裁判手続を取ることを予定しておりましたが、その裁判手続着手の必要性がなくなりました。

次に、「2 平成15年度以前貸与分の平成19・20年度返還分から滞納の者」についてでございます。

平成15年度以前貸与分に係る奨学金は、自立促進援助金の一律支給の対象となっていたものでございまして、平成20年12月の奨学金制度の抜本的な見直しにより、免除又は猶予の制度が整備されましたが、それらの適用を受けられなかったため返還を請求することとなったものです。また、それらの催告に加えまして、後に履行期限の到来を迎える平成21年度返還分についても、併せて督促・催告を実施しています。また、これまでの取組として、22年8月に督促を郵送しております。

「(1) 督促及び催告（1回目）」ですが、未返還者64人のうち納付相談中のもの

など34人を除き30人の方に対して、平成22年12月に1月4日を指定期限とする催告書等を訪問のうえ、お届けしました。その結果が下の表のうちに、「督促・催告に対する反応」としてまとめていますが、②返還の意思を示した方が1人、③返還猶予手続を取られた方が4人、これは先ほどの「特別の事情による返還猶予」を申請されたということで、それと併せまして履行期限到来前の債務につきましても何らかの手続をしていただけたという方でございます。それらで合計が5人となり、発行したうちの約2割の方の返還の意思を確認することができましたが、残りの25人の方につきましては、その意思の確認ができませんでした。

次に、「(2) 催告（主に2回目）及び保証人への請求」でございますけれども、先ほどの返還意思を示されなかった25人に、返還意思を示しながら納入しなかった1人を加えた26人の方に対して、平成23年3月31日を指定期限とした催告書を原則として訪問のうえ、お届けしたというものでございます。

催告の内容と致しましては、期限を指定したうえで延滞利子を請求するとともに裁判手続を検討していることを告知し、納付相談の御案内もしております。また、併せて新たに保証人22人に対して同様の履行請求をし、借受者本人への対応に支障がある場合は必ず連絡するように御案内をしたところでございます。

その結果が下の表にございますが、②返還の意思を示した方が1人、返還猶予手続を取られた方が2人、合計3人となっておりまして、発行したうちの1割の方の返還の意思は確認することができましたが、残りの23人の方については、それらの意思を確認することができませんでした。返還意思の確認ができなかった方の反応と致しましては、裁判での決着を再三にわたって示唆するなど訴訟で争う意思があるとみなさざるを得ない方が6人、それらの意思が明らかではない方が17人となっております。これらの反応につきましては、後ほど補足説明を致したいと思っております。

次に、「3 平成21年度返還分から滞納の者」についてでございます。

これらは平成20年12月の奨学金制度の見直し以後に新たに返還手続をしていた

だくことになった方でございます。遡及して2年間の返還手続をしていただくこととなった平成19・20年度返還分からの対応者の方と比べますと、貸与期間が比較的近年であることなどから理解をいただける可能性が相対的に高いのではないかと考えております。

督促を行う前に、面談により納入の依頼を行うこととしておりますが、ここでは督促以後の状況を示してございます。

「(1) 督促」でございますけれども、未返還38人のうち納付相談により返還の意思を示されている方など6人を除く32人の方に対しまして、平成22年12月に翌1月4日を指定期限とする督促状を郵送しております。督促の内容と致しましては、納入期限を指定したうえで延滞利子を明示し、また保証人への履行請求や裁判手続の可能性などについてもお示しし、かつ、納付相談の御案内もするというものでございますが、その結果につきましては、①完納した方が8人、②返還の意思を示した方が8人、③返還猶予手続をした方が1人ということで、合計17人でございます。発行したもののうち5割強の方の返還の意思を確認することができました。一方、残りの15人につきましては、期限内には返還手続に対する意思を確認できませんでした。

次に、「(2) 催告（1回目）」でございますが、先ほどの返還手続に対する意思が確認できなかった15人に、返還意思を示しながら納入しなかった5人を加えた20人の方に対しまして、平成23年3月に3月31日を指定期限とした催告書を原則として訪問のうえ、お届けをしております。

その結果が下の表のうちに「催告に対する反応」としてまとめてございますが、②納入誓約書を提出するなどで返還の意思を示していただけた方5人と、③返還猶予手続をされた方1人の合計6人、すなわち発行したうちの3割の返還の意思を確認できました。一方、残りの14人の方につきましては、それらの意思が確認できませんでしたが、その内訳としましては、訴訟で争う意思があるとみなさざるを得ない方が1人であり、それらの意思が明らかではない方が13人ということでした。

以上から申しますと、返還の意思のない方につきましては、５月末現在におきましては、先ほどの平成１５年度以前貸与分の平成１９・２０年度返還分からの滞納者の方においては２３人、平成２１年度返還分からの滞納の方につきましては１４人ということで、合わせまして３７人ということでございます。そして、訴訟で争う意思があるというふうにみなさざるを得ない方が合計で７人となっております。

次に、それら返還の意思等が確認できなかった方々の反応等の状況について、４ページのところで記載しておりますので、御説明を致します。

「４ 督促・催告後の借受者の反応等」でございます。まず、主なものでは、「(3) 返還猶予を申請された事例」として、先ほど「返還猶予手続」として説明したものがございましたが、十分説明できなかった借受者に対し、担当者が粘り強い働きかけをすることなどにより面談が可能となった場合などで、免除申請等の手続に至らなかったことについてやむを得ない事情がある場合に申請手続をしていただいたというものでございます。先ほどの説明の中では、延べ８人ほどが挙がっていましたが、催告を保留したもの等もございますので、３月末で猶予決定できたものは、先ほど資料１で報告したように、合計件数では５１件、人数では２７人程度となります。これらは第４回の監理委員会で御審議いただき、借受者等の実態に応じた対応が可能となった結果と考えております。

次に、「(4) 返還の意思を示されない事例」につきましては、先ほどの合計３７人の具体的な反応を例示したものでございます。そのうち「ア 訴訟等で争う意思が明確なケース」として、先ほど７人と申し上げましたが、「制度改正に納得できない」

「借受者に負担をかけるべきではない」などと主張され、それらに加え、「裁判で白黒をはっきりさせたい」あるいは「訴訟において奨学金制度の意義や制度経過等について訴えたい」など、訴訟で主張することを強く意識した発言を繰り返されているものなどがございます。

その他には、「争う意思が不明確」といったものでは、訴訟を強く意識した発言は

ないまでも、イで示していますように「困惑されているケース」として、「本人に奨学金のことを知らせていない」あるいは「借受者の配偶者にそれらを知らせていない」などから対応に苦慮しているというケースであったり、また、「ウ 意思が確認できないケース」としては、何度訪問しても不在のため接点がとれない、あるいは無言でドアを閉められてしまうということで、対応に大変苦慮しているといったものがございます。

以上が督促・催促の実施とその後の状況ということでございます。事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

貸与年ごとの区別と、平成19・20年、平成21年などの返還年ごとの区別がありまして、容易に理解しがたい面もあるかとは思いますが、御質問等はいかがでしょうか。

○西田委員

質問じゃないのですが。

○安保委員長

はい、西田委員どうぞ。

○西田委員

一つお願いがありまして、事務局の説明の中で、例えば督促や催告で、それら手続の一つ一つについて京都市は適切に行っていて、それでも借受者には応じてもらえないという前言葉が多く見受けられまして、京都市が適切に事務を進めていることは当然のことだと思いますので、できるだけ事実関係を簡潔に報告していただければと思います。

○事務局

はい、分かりました。

○安保委員長

西田委員から御意見がございましたが、だんだん返還年度が増えていきますと説明がどうしても長くなってくる面もあります。今回は委員が入れ替わりまして最初の委員会でしたので、丁寧に説明いただいたと思うのですが、今回の御説明で京都市は借受者の方々にきちんとした説明、丁寧な説明をしていただいていることがよく理解でき、それから督促等の内容についても了解致しましたので、次回からはそれらは省いていただいて、全体として理解しやすいように御説明いただければと思います。ただ、制度の中での貸与年度や返還年度の区分など、どうしても複雑な部分もございますので、それらの点については委員の先生方も御了解いただきたく思います。

事務局の方としても、このような形で問題ありませんでしょうか。

○事務局

御指摘をいただきまして、今回は新しい委員の先生もいらっしゃいますので、できるだけ丁寧にと思っておりましたが、次回からは全体の流れや骨格の部分をしっかり示すような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○安保委員長

山下委員，いかがですか。

○山下委員

今の安保委員長の御説明にもありましたが、平成21年度返還分から滞納の者というカテゴリーのところは、いつ貸与された分にかかるのかがはっきりと明記されていなくて少し理解しづらいのですが、これは平成15年度以前貸与分と、平成16年度以降貸与分、双方が含まれるということでしょうか。

○事務局

通常、卒業されてから返還していくということでございますので、新たに発生する平成21年度返還分ということでありますと、およそ平成16年度以降の貸与になっているのではないかと思います。

○山下委員

次は、更に細かい部分で、1点だけ少し分かりづらかったのですが、平成16年度以降貸与分の19・20年度返還分に係る滞納について、先ほど事務局から3回目の催告後に、すべての方が最終的に返還の意思を示されたため、結局、裁判手続が不要になったという御説明がありましたが、もちろん完納された方は当然として、意思を示されただけの方や、納入誓約書を提出されたもののその後履行されない方については、やはり裁判手続の可能性は残るのではないかと思いますので、その点を少し御説明いただければと思います。

○事務局

返還の意思を示された方のその後の状況を御説明します。意思を示された一人については、現在、免除に該当されましたので、訴訟等により返還を求めるには、収入状況からいうと、適切ではないということでございます。また、納入誓約をされている方々につきましては、今のところ履行ができていないという状況は特にありません。

○安保委員長

この納入誓約書というのは、例えば何箇月後に履行しなければならないなど、期限を切った形での誓約書になっているのでしょうか。

○事務局

納入誓約につきましては、現年度の返還分が免除の適用を受けているか否かで取扱いが少し異なる部分がございます。基本的には、現年が免除になっている場合につきましては、免除期間が5年間ございますので、滞納分について5年間を最大の期間として完納していただくこととしており、その間の支払方法と致しましては、月賦又は半年賦のいずれの場合も認めていますが、おおむね月賦で履行されているケースが多いかと思います。また、免除に該当していない場合で、滞納金額が複数年度にまたがるような場合については、少なくとも貸与総額の20分の1の金額を1年間に払っていただくという形で、それにつきましても、支払方法としましては月賦又は半年賦の

いずれも認める形で取り扱っております。

○安保委員長

田多委員，いかがですか。

○田多委員

督促は郵送で，催告書は原則として面談でということで丁寧にしておられまして，催告の内容についても1回目と2回目では働きかけを少しずつ変えるなど，皆さんの努力がよく分かります。

訴訟で争う意思があるという方の反応について，もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○事務局

この奨学金制度の性格や制度確立の沿革等を踏まえまして，主張をお持ちである方が多いのではないかというのが印象でございます。

○安保委員長

この訴訟で争う意思が明確な方で，一切応じないという方と，負ければ払うという方と，若干ニュアンスが違うような気もしますが，どちらの方が多いんですか。

○事務局

なかなか判断が難しいところではございますけども，まず，この制度に対して一定の思いを持ちながら関わってこられた方について言えば，これまでの一連の制度変更について考え方の整理をしっかりとつけるということがおそらく前提にあるかと思うので，裁判で結果が出たものについては一定お認めいただいて対応していただけるのではないかなと考えております。一方で，そのように深く考えることなく，単に裁判という言葉を使う方もおられるというのが現況ではないかと思います。

○安保委員長

ほかに御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら，次の意見聴取案件に進ませていただきたいと思います。

今までの報告を踏まえ、意見聴取案件の「裁判手続着手の考え方について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「裁判手続着手の考え方について」、御説明を致します。

資料3を御覧ください。

ここでは裁判手続の進め方について、これまでの監理委員会で返還請求に関する御審議をいただいた結果を踏まえまして基本的な考えを整理したうえ、平成23年度における具体的な考え方を取りまとめております。

まず、「1 裁判手続に至る基本的な考え方」についてでございますが、これは、これまでの監理委員会での議論を整理したものでございます。

「(1) 履行期限後の対応」についてでございますけれども、本市の取組姿勢と致しましては、先ほども申し上げましたように「借受者に対して十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行う」よう最大限の努力を行い、自主的な返還を求めていくこととなりますが、具体的には①②で書いておりますように、督促後、1年かけて3回又は4回の催告を行い、十分な説明の機会を設けるというものでございます。それでもなお正当な理由なく返還に応じていただけない場合につきましては、公平性の観点等から裁判手続を検討し、その際にはあらかじめ監理委員会の御意見をいただくというものでございます。

そして、「(2) これまでの具体的な検討内容」についてでございますが、これは第4回委員会での主な検討内容を整理したのですが、「ア 資力の調査」について、これは返還能力があるにもかかわらず手続に応じない方を裁判手続の対象とすべきだという点から言えば必要なものですが、調査権限等がございませんので、可能な限りでの調査を行うものでございます。ただし、判断基準と致しましては、前回の監理委員会で御意見をいただきまして、公平性の観点から生活保護受給や返還免除に該当しているなど資力のないことが明らかな場合以外には、資力があるものと推定すること

としたところでございます。

「イ 返還に応じる意思の判断」につきましては、先ほど申し上げた1年にわたって3回又は4回催告を行っても応じていただけない場合などについては、返還の意思がないものと見なさざるを得ないというものでございます。

そして、「ウ 裁判手続の対象者」についてでございますが、これは借受者を基本と致しまして、保証人が承知している場合は併せて保証人についても対象とするということでございます。この保証人が連絡対象者であるときで、借受者への連絡を了解しない場合などにつきましては、それらの家庭の事情に十分配慮して保証人のみを対象とすることも検討することとしたものでございます。

「エ 裁判手続の手法」につきましては、基本的には自主的な解決を図るという観点から民事調停を考えておりますが、返還に応じない意思が明確な場合には調停が成立する見込みが乏しいため、当初から民事訴訟を提起することも検討することとしたものでございます。ただし、この民事訴訟につきましては、返還に応じない意思が明確であってもなお粘り強く話し合いの機会を設けるべきだという御意見を監理委員会でいただいておりますので、訴訟の意思があるものに限定することとしたところでございます。

「オ 裁判手続の実施の決定」についてでございますが、これにつきましては、滞納金額などを考慮して実施対象者を決定するというところでございます。また、あらかじめ監理委員会の御意見をお聞きすることとしたものでございます。

以上の内容を踏まえまして、「2 平成23年度における裁判手続着手の具体的な考え方」として、検討の結果を取りまとめたところでございます。

「(1) 平成23年6月の裁判手続着手の検討結果」についてですが、当初、平成23年度には6月と12月と3月に裁判手続を予定したスケジュールがございましたが、この6月の裁判手続着手の結果につきましては、先ほど御説明したように着手の必要がなくなりましたので、今後は12月及び3月の裁判手続をどのように進めるかが課

題となっております。

その検討に当たりましては、対象者をどのように特定するかということが重要となりますので、それについて、「(2) 裁判手続対象者及び着手対象者」を定めることとしたものでございます。

ここでは、これまで検討してきた資力の有無の要件、また返還意思の有無の要件に加え、滞納金額における基準を設定することと致しました。「ア 滞納金額基準の設定」で具体的にお示ししておりますが、裁判手続につきましては、奨学金の返還債権が私債権であり、地方自治法の規定に基づきまして、裁判手続に着手せざるを得ないという部分はございますけれども、訴訟費用など新たな費用が発生するとともに、議会の議決といった特別な手続も必要となることから、これら訴訟費用や本市の訴訟手続を考え合わせまして、裁判手続対象者の滞納金額の基準を50万円以上に設定することを考えております。しかしながら、実際の着手に当たりましては、裁判が最終的な手段として慎重に対応を行うべきものと考えておりまして、また、これまでの長い経過を持つ事案に係る最初の裁判着手となりますので、それらを踏まえ、具体的な着手の対象については、滞納金額の基準の2倍以上で著しく多額と言える100万円以上としたいと考えております。ただし、これにつきましては、あくまでも現時点における設定として、裁判手続の進捗を踏まえ適宜見直すべきものだと考えております。

これらの基準への該当状況を示したものが「イ 平成23年度における滞納金額基準該当状況」になります。「(ア) 滞納金額判定対象」ですが、この金額を算定するうえで、何年度返還分までを対象として滞納金額を算出するかということの確認となっておりますけれども、裁判手続着手時期につきましては、1年をかけて4回催告をするという要件を満たした後に設定しておりますので、その間で新たに履行期限を迎えるものが発生致します。平成22年度返還分につきましては平成23年9月末日にその期限を迎えますので、これら裁判着手時点において履行期限が到来しているものは含めて行うことが合理的だと考えられることから、平成22年度返還分までを含

めた判定をしたいと考えております。

その結果、現時点のまま今後も納付がないとした場合で該当者を見てみたものが3ページの上の表となります。表のとおり12月着手の時点で対象となる可能性があるものにつきましては、滞納金額50万円以上の者が12人ということで、そのうち100万円以上の者が2人となり、この2人の方が裁判手続着手の対象者となる可能性があります。また、3月着手につきましては、それらの該当がないということになってございます。これは区分で書かれておりますように、12月着手分につきましては平成19年度から平成22年度までの4年間分の滞納になりますが、3月着手については平成21年度と平成22年度の2年間分の滞納にとどまることから、このような相違が発生するものでございます。

つまり、今後も3月着手というのは2年間分の滞納金額で判定するという形になって参りますので、滞納金額基準を変更しない限りは、今後3月着手の裁判手続は発生しないのではないかと考えております。したがって、今後は10月1日以降、新しい滞納金額が加算される時点において新たな裁判手続着手の対象者が生じてくることになろうかと思えます。

そのうえで、次に「(3) 裁判手続着手への具体的手順」についてでございます。

この手続につきましては、先ほどの滞納金額が100万円以上となる可能性がある二人を対象として行うことを想定しているものであります。

まず、「ア 資力の調査」につきましては、第4回委員会で御説明致しました不動産や自動車等の調査項目に基づき、9月頃までをめぐり可能な範囲での調査を行いたいと考えております。

なお、現在のところ対象と思われる方につきましては、特に資力がないということが明らかであるという状況にはないと認識をしております。

次に「イ 裁判手続の相手方の確認」についてでございますが、これについては連絡対象者に再度意向を確認したうえで、特に借受者に対する人権上の何らかの配慮が

求められた場合を除きまして、借受者及び保証人を対象とすることを考えております。この人権上の配慮とは、借受者が旧同和地区の出身であることを承知していない、あるいは新たな家庭を築き配偶者がそれらの事実を知らないなどの理由から、保証人や連絡対象者から配慮が求められた場合に、保証人のみを対象とすることを検討するというものでございます。

これらの確認を行ったうえ、「ウ 最終催告等の送付」を11月に実施したいと考えております。これは、第3回、第4回の催告後の話になりますが、平成22年度返還分に係る督促は12月に実施することを予定しておりますけれども、それを1箇月繰り上げて行うとともに、最終催告という形で履行を強く促すことを考えているものです。

あわせて、これにつきましては納付相談も御案内したいと考えています。したがって、納付相談の結果、分納誓約をいただいた場合で、その履行が確認できた場合などには裁判手続の対象から除くということを考えてございます。分納誓約の取扱いにつきましては第3回監理委員会でも御議論いただきましたが、2回不履行があった場合については誓約を取り消すということがございますので、1回目の不履行、2回目の不履行、そして2回目が不履行後の最終的な確認に当たっては、それぞれ、催告、警告書、最終警告書などの3回のステップを踏みまして確認をしていきたいと考えております。

これらの手続を踏みましても返還手続に応じていただけなかった場合につきましては、「エ 裁判手続の実施決定」ということになります。まず、この手法につきましては、「（ア） 裁判手続の手法の選定」でございますが、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められた場合につきましては、民事調停が成立する見込みが乏しいということであり、相手方の意向も考慮致しまして民事訴訟を提起したいと考えておりますが、それ以外の方につきましては、基本的には自主的な解決を図るため民事調停を行っていくということで検討しております。

つまり、裁判で争う意思を明確にしている方については民事訴訟、争う意思が明確でない方については民事調停、という手法をそれぞれ選定するということでございます。

次に、平成２３年１１月頃を目途と致しまして、「（イ） 監理委員会の意見聴取」と示しておりますように、裁判手続着手の適否について、監理委員会での御意見をいただきたいと考えております。

そのうえで、「（ウ） 法的措置通知書の送付」を１２月に実施したいと考えております。これは法的措置を行う旨を記載した配達証明を送付するものでございまして、裁判手続直前の最後の段階として意思を確認するという性格のものになります。これにつきましても、納付相談の御案内をし、分納誓約につきましても認めるということで、最終催告と同様のことを考えているものでございます。

これらの段階を踏みまして、相手方の意向を確認したうえ、それら返還手続に応じただけでない場合、訴訟提起への手続と致しましては、「（エ） 市会の議決」と示しておりますように、平成２４年２月の市会に議案を提出し、市会での御審議を経て、市会の議決をいただきたいと考えております。これにつきましては、訴訟物の価額が５０万円を超える訴えの提起につきましても市会の議決を要するとされていることから行うものでございまして、この市会の議決がいただければ、「（オ） 裁判手続着手時期」にありますように、速やかに裁判に着手することとし、平成２４年３月を目途に実施をしていくこととなろうかと考えております。

以上が裁判手続対象者に関する具体的な手順となりますけれども、それ以外の方への対応につきましては、「(4) 裁判手続着手対象者以外の者に対する対応」で示しておりますが、既に１年をかけて４回の催告を行っておりますので、今後は、年に２回ほどの催告を行い、これまでの滞納分と合わせまして履行を求めていきたいと考えております。

ただ、イで書いてございますように、平成２４年４月頃を目途と考えている催告に

おきましては、裁判手続に着手したことと、本市の裁判手続に対する考え方につきまして、併せてお示しをしていきたいと考えております。

次に「３ 裁判手続対象者及び着手対象者の今後の見込みについて」でございます。

「(1) 現状」では、返還の意思を示していない方が３７人、そのうち裁判で争う意思を明確にしている方が７人ということでございます。「(2) 今後の見込みについて」では、現状を踏まえて、今後も返還いただけないという仮定でございますが、各年度ごとに新たに発生する人数を下の表に掲げてございます。平成２６年度まででございますけれども、今年度を含めまして今後４年間で滞納額５０万円以上の裁判手続対象者が２３人で、さらに滞納額１００万円以上の裁判手続着手の見込みとなる者が１２人となる可能性があるというものでございます。また、裁判手続の手法と致しましては、民事訴訟が４人で約３割、民事調停が８人で約７割というような状況となるものでございまして、裁判着手の時期と致しましては、各年度ともそれぞれ３月頃を想定しております。

以上が裁判手続着手についての具体的内容でございますが、１枚繰っていただきますと、（参考）として、先ほどのスケジュールを表にしたものを付けてございますので、また御覧いただきたいと思いますと考えております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

○安保委員長

そうしましたら、裁判手続着手の基本的な考え方について委員の皆様の御意見を聞かせていただきたくと思いますが、今、御説明していただいたものの中で、最初の「１ 裁判手続に至る基本的な考え方」については第４回の監理委員会で確認した事項ということではなかったでしょうか。

○事務局

１につきましては、第４回での議論も含めまして、これまでの内容を再整理したものでございます。

○安保委員長

それでは、今回審議させていただく内容としては、「平成23年度における裁判手続着手の具体的な考え方」以降ですね。

○事務局

そうですね。特に、2の(2)以降について御覧いただき、御意見をいただければと思います。

○安保委員長

御質問でも御意見でも結構ですが。西田委員，どうぞ。

○西田委員

質問ですが、当面の間、滞納金額基準が100万を超える者を訴訟対象とするということについて、この取扱いはこの監理委員会との関係では、着手対象を仮に50万円に引き下げる場合などは、監理委員会の承認事項となるのでしょうか。それとも報告事項でしょうか。

○事務局

基本的には、取扱いの変更等がある場合につきましては、事前に監理委員会に御意見をいただいたうえで、変更を行っていくことを考えております。

○西田委員

分かりました。

次に、確認ですが、当面の間、滞納金額は50万円以上で、かつ、100万円未満の方の取扱いはどのようなものでしたでしょうか。

○事務局

それらの方につきましては、新たに履行期を迎える返還年度のものが発生して参りますので、その分については当然督促をしていくことになります。その督促と併せまして、今までの滞納分についても年2回程度の催告は行っていきたいと考えております。

そうしますと、ずっと返還に応じていただけない場合は滞納金額が加算していきますので、ある段階で新たに裁判手続対象となることになります。その内容が先ほどの5ページの下の方で示してございます。今後ずっと応じていただけない場合は、滞納額の加算により、新たに平成24年度、25年度、26年度と順に対象者が発生していくというものでございます。

○西田委員

はい、分かりました。

○安保委員長

よろしいでしょうか。

この100万円以上の方2人について、実際の滞納額はいくらぐらいになっているのでしょうか。

○事務局

110万円弱程と、あと130万円弱程だったかと思います。

金額の話が出ましたので少し補足をさせていただきますと、ここでは50万円以上の方が12人と、100万円以上の方が2人ということでございますけども、今の状況で言いますと、5ページの、返還の意思を示していない方37人が催告4回目に向けて進んでいる状況にあり、その内訳を金額で見えますと、37人での比率で言えば、12人が50万円以上ということでございますので、3割ぐらいの方が50万円以上であり、100万円以上の方は5パーセント程度という比率になります。それ以外の方については、例えば30万円未満の方は全体で見るとおおよそ6割であって、さらに10万円未満に絞って見ますと3割ぐらいとなつてございまして、中にはかなり低額の滞納しかない方もおられます。そういう中から考えると100万円以上の滞納というのはかなり多額であると考えております。

○安保委員長

100万以上の方というのは、高校の奨学金と大学の奨学金なのでしょうか。

○事務局

大学又は大学院など、それぞれの奨学金を合わせたものになっております。

○安保委員長

大卒以上の方で、学歴が高いと言えますね。

○事務局

そうですね。高校より大学の方が貸与金額が高いということになっておりますので、おおむねそのようなことになろうかと思えます。

それと、貸与を受けられたのが比較的古い時期のものである傾向があるかと思えます。

○安保委員長

山下委員、いかがですか。

○山下委員

個人的には、かなりスクリーニングを踏まえたうえで訴訟対象を選定されているので、滞納額100万円という金額が合理的かは少し疑問もあつたりもしますが、トータルの趣旨としては理解できるものであると思っております。

あと、裁判手続対象者の本来的な金額設定が滞納金額50万円であり、それには訴訟費用を勘案しているとありますが、これは実質的には弁護士報酬ということになるのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおり、弁護士の報酬を中心として考えております。ただし、これも案件によりまして色々あるようなので、一律に金額を想定するのが困難な点もございますが、少なくとも50万円以上はかかって参りまして、そこから100万円の間にあつたような金額になっていくということを想定してございます。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

所在不明の方がまだ15人いらっしゃるということですが、追跡調査等はされておられますか。

○事務局

所在不明者の取扱いについてでございますが、これにつきましては、住民票等の調査、確認を毎年行うということとともに、年2回程度は直接訪問する方向で考えております。ただ、全く住民票そのものが把握できず対応ができない方も実際にはおられるため、可能な範囲で追跡の調査をするということで取扱っております。

○田多委員

はい、分かりました。

○安保委員長

西田委員はいかがでしょう、この全体的な流れと致しましては。

○西田委員

結局、どこかで線を引いて、こういう形で決着せざるを得ないかと思えます。とりあえず、アクションを起こさないといけないというのは公平の考えからは当然だと思います。個々の金額設定の問題等、細かな点は別にしまして、基本的な流れとしては、この方法しか仕方がないのかなと思います。

○安保委員長

一定の金額の設定と対象者の選択についての公平性ですとか、それから京都市の裁判を抱えることについての労力等を考えたうえでも妥当な線であるという御意見でしょうか。

○西田委員

はい。

僕個人としては、この奨学金制度については、例えば金銭消費貸借契約のように、冒頭から「貸します、借ります、返します。」というような認識がなされての場合と

は少し違い、ある時期から制度そのものが大きく変わっていった中で、いたずらにすべてを訴訟に持ち込んで白黒付けるべきものではないと思います。公平性・公正性の確保は確かに大事ですが、結局、白黒付いた結果が京都市と借受者の双方のためにならなかったという事態だけは極力避けていただきたいと思います。

逆に言いますと、この監理委員会を設けて、第三者のモニタリングをかけながら事務を進めておられ、また事務局が説明されているように、借受者に対して十分に制度の説明をされて、また、今後の対応など検討を尽くされているのはよく分かりますので、その辺りが非常に大事なことかと思います。

○安保委員長

この委員会は市民の代表としてチェックする機関ですが、市民の方も、京都市と借受者や保証人の方との双方にとってダメージの大きい結果になることは望んでおられないと思います。ただし、裁判手続を踏まざるを得ないところもありますので、その場合には、紛争をきちんと解決するという目的が達せられるように御配慮いただきたいということによろしいでしょうか。

○西田委員

はい。

○安保委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○田多委員

皆さんには御苦勞をかけますけれども、またお話し合いをし、説明していただいて、なるべく返還してくださるようお願いしていただきたいと思います。

○安保委員長

そうしましたら、裁判手続着手では、この基本的な考え方で進めていただくということで御承認いただいたということによろしいでしょうか。

それでは意見聴取の2番目、最後の議題でございます。「特別な事情による返還猶

予に関する個別審査について」でございます。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

ただいま安保委員長から申されました個別審査につきましては、借受者個人のプライバシーに配慮する必要があるがございます。前回と同様に、個別審査につきましては非公開ということで取扱いをさせていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

○安保委員長

個別審査についてはプライバシーにかかわることを扱います。できるだけこの委員会は公開するということで、プライバシーで特定できるようなものは省いて公開するべきであると考えますが、委員の方からの質問や説明のときに、プライバシーを避けて質問や意見をいただくということになりますと、きちんとした審査ができないのではないかという懸念もありますので、審査の公正性を確保するためにプライバシーに関わるところに触れざるを得ないため、非公開にさせていただくということでよろしいでしょうか。

ただ、前回も議事録に関しては、プライバシーに触れるところに関しては非公開としても、その後は議事録で一定分かるような形で公開をしていただきましたので、今回もそのような扱いでよろしいでしょうか。

では、この審査については非公開で行うことにします。そのために、今、公開の段階でその他のところを先に進ませていただきます。

委員の皆様から、その他の点で何か御意見はございますでしょうか。

なければ、事務局の方から何かございますでしょうか。

○事務局

本日の監理委員会の議事録については、事務局で案を作成致しまして、安保委員長に御確認いただいたうえで公表をさせていただくということになります。この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、先ほど委員長からお話のありましたよう

に、公開が可能な範囲での公表をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

なお、次回以降の委員会の日程でございますけれども、本日御審議いただきました裁判手続着手の考え方において、今年度の奨学金返還に係る裁判着手に至るスケジュールをお示し致しましたように、裁判着手せざるを得ない場合は本年11月の半ば頃に委員の皆様のお意見をいただきたいと思いますと考えております。また、個別の案件が出てきましたら、随時委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○安保委員長

今、御説明いただきましたように、前回の議事録である資料7の38ページのところからが非公開にしたところでして、このように全体を要約した表現で議事録を公開しております。

そうしましたら、最後に特別な事情による返還猶予の取扱いに関する個別審査について議事を進めたいと思います。

この部分については非公開で審議を行いますので、傍聴者の方、報道関係の皆様には申しわけありませんが、ここで御退室いただきますようお願いいたします。

〔傍聴者及び報道関係者退席〕

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しております。
--

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは事務局から御説明申し上げます。返還事務事業の推進担当をしております

担当課長の木村と申します。よろしくお願いします。

本日の個別審査案件は2件ございまして、資料についてはお手元に配布しております。前回の監理委員会におきまして、所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて御承認をいただきましたが、本日の案件につきましては、該当事由のC、履行期限後に連絡対象者でない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合に該当するものと考えられるものでございまして、過去の監理委員会で御承認いただいた事例とは異なるものです。

では、審査番号16及び17につきまして、まとめて御説明致しますので、資料を御覧ください。

まず、審査番号16でございますが、保証人を含む借受者の父母と最初の接点を持ったのが平成21年6月でして、以降、何度も訪問や電話等で連絡をとったのですが、具体的な説明をするまでに至らなかったものです。ところが、平成22年12月に借受者本人から連絡が入りまして、翌年1月下旬に借受者と面談をしたところ、父母からは奨学金の手続については何も聞いておらず、また京都市からの文書も見えていないということで、偶然、督促状を見て、今まで手続がされていないことに驚いたとのことでした。今後は自分が手続を行うとおっしゃっていただき、平成22年度から26年度の免除を申請されまして、既に免除の決定も行っております。

次に、審査番号17でございますが、これは前回の監理委員会におきまして、平成19・20年度返還分につきましては、特別な事情による返還猶予が承認された案件でございまして、それらの年度については既に猶予申請がなされ、決定しております。

平成21年度返還分については、保証人からの聞き取りの中で免除が可能と思われましたため、平成21年から25年分の免除の申請書を受理しておりましたが、添付資料に不備があったため提出を依頼していたところ、借受者から送付されてこないということで提出がなされませんでした。ところが、平成23年3月になりまして、ようやく書類が届いたとの連絡があり、その内容を確認したところ、借受者の収入は

免除基準を上回っており免除はできないということが判明しました。

なお、所得の状況から、履行期限の延長につきましては適用が可能であったため、平成22年度以降の返還分につきましては履行期限の延長手続をとっております。

書類が送られてこなかった間の事情を伺いましたところ、借受者本人には同和奨学金の貸与を受けている事実を伝えておらず書類の使途をあいまいにしていたところ、その態度に借受者が不信を抱き、話を聞いていただけなくなったとのことでした。その後、一定の時間を置きまして貸与の事実を説明したところ、ようやく納得していたき、書類を送っていただいたということでございます。

本市から借受者に直接説明したというわけではございませんが、保証人を通じて借受者の理解を得、借受者本人が返還の意思を示したということでCの事由に該当するかと考えております。

このように、借受者が地区外に居住しており、また借受者に同和奨学金の貸与の事実を知らせていないといった事案は、やはり少なからず見受けられまして、保証人等がその対応に苦慮されているという話を聞いております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○安保委員長

そうしましたら、御質問はございませんでしょうか。

保証人、又は借受者の父母に当たられる方は、奨学金のことについては言いにくいのでしょうかね。借受者ご本人は、話すと一定理解をしてくれる場合もありそうですが、やはりなかなか言いにくいと。

○事務局

非常に、様々な問題があると思いますが、一つは貸与の事実を伝えていたのかどうかというのがまず大前提にあり、そこでの家族関係といいますか、現在の状況になってから話をできるのかどうかという問題もありますし、居住の状況によりましては、幼い時から旧同和地区に居住をしていないというようなケース等もございまして、借

受者本人が旧同和地区との関係について知らないというケースもあります。また、今回の事案では結婚という形にはなっておりませんが、借受者本人が結婚されている場合で配偶者がその事実を知らないなどの状況にあるときなどに、やはり連絡対象者や保証人の方は、どのように対処すればよいか分からず、深く悩まれるケースも見られるというような状況だろうと思います。

○田多委員

やはり制度の変更があったときに、借受者本人に対して、御両親、保証人の方がうまく説明をできなかったことも多かったのではないのでしょうか。

○安保委員長

審査番号16は、制度の変更について保証人が説明されておられ、審査番号17はもともと借り受けたという事実を説明してないということでしょうか。

○事務局

審査番号16については、貸与の事実について、問題はおそらくなかったのですが、借受者本人に情報が詳しく入らない状況だったことが問題で、審査番号17については、借受者本人はおそらく貸与の事実は知らない状況が実際にあり、京都市と保証人との間では話が進んでいたものの、実際に申請手続に進む過程で、住民票や課税証明などの挙証資料が必要になって参りますので、詳しく事情を話す必要が生じ、その段階で物事が進まなくなったというようなところから、こういう状況に至ったということであろうと思います。

○西田委員

今言われたように、免除申請を提出するときには様々な添付書類が必要ということですが、およそどのようなものが必要か教えてもらえませんか。

○事務局

まず、世帯構成が確認できるものとして、通常は借受者の属する世帯全員の住民票と、それから所得状況が確認できるものとして、借受者に関する当該年度の課税証明

などが必要となります。ただし、所得に関するものは、父母が同じ世帯であれば父母の証明も要するとか、それから借受者が結婚により独立されている場合、配偶者については特に要さないとか、取扱いに多少の違いはありますけども、基本的には住民票と課税証明が必要となります。

○西田委員

今までに、借受者が免除等の申請をされてきた中で、事務レベルでの手続はスムーズに進んできたのでしょうか。例えば、借受者から資料の提出を受けた際に一部不備があり、再度資料の提出を求めたものの、まだ不備があったなど、そういった行ききは結構ありましたか。

○事務局

おっしゃられたような状況は実際にはあります。必要な書類を準備していただくようお願いしても、それが戸籍謄本なのか住民票なのか、更にはどなたの分なのかなど、その都度説明しておりますが、それでも実際の書類の取得に際しては何度もやり取りを要するといった事例があるのは事実です。

○西田委員

必要書類の一式について、文書に記したものはあるのでしょうか。

○事務局

本日の資料には御準備しておりませんが、申請手続の必要書類を一覧としてお示しし、免除判定の流れなどを図式にしたような御案内を作っておりまして、通常はそれらを御説明し、実際に御家族の構成や収入の見込みなどをお聞きしながら、手続を進めております。

○西田委員

事務局としては、これまで基本的には大きなトラブルはなく事務が進んできたと理解されていますか。

○事務局

借受者の方と何度もやり取りをしながら手続を進めてきたという点で、行政の関わり方としては、かなり手厚く対応していると認識しておりますが、トラブルというような状況が今あるとは思っておりません。

○安保委員長

免除等に必要な書類は、通常は家族全員の住民票と課税証明ということですので、収入以外の特殊な、いわゆる財産の有無等に係る書類は必要ございませんし、そうすると、基本的な手続の中で特に取り寄せに困るような書類はないですね。

○事務局

そうですね。書類として特別なものはないかと思います。

○山下委員

確認ですが、審査番号17の方は、あくまでも返還の猶予で免除の対象にならないということですから、最終的には返還を求めるということによろしいでしょうか。

○事務局

審査番号17の方は少し複雑なのですが、免除は該当しておりませんが、履行期限の延長という形で返還期間を倍にしており、一回当たりの返還額は半額にはなっておりますが、その部分については返還をしていただくということになっています。ただし、今後の所得等の状況によりましては免除の申請をしていただくことが可能となるかもしれませんので、その辺りはフォローをしていくことになろうかと思います。

○安保委員長

先ほどの山下委員の質問の趣旨ですが、履行期限の延長は要件に従って決定済みですので、今回はこの特別な事情によって返還が滞っている分の猶予をしていいかどうかということですね。

○山下委員

はい、そういうことです。

○安保委員長

この審査番号１７の借受者御本人は、同和地区御出身者であるということは御存知だったのですか。家族間で不信感が生じたということでしたが。

○事務局

はっきりとした確認はできておりませんが、居所の状況等から、知らないという可能性も十分あると思っております。

○安保委員長

同和奨学金の問題の難しいところは、借りたか借りてないかという問題だけではなくて、御本人が同和地区の出身者であることを知らない場合に、そのことが明らかになるということですね。

そうしましたら、この審議番号１６と審査番号１７については、特別な事情による返還猶予の対象者として、委員会として了解してもよろしいでしょうか。

そうしましたら、今回の委員会の議事はすべて終了したものとします。

以上をもちまして第５回の委員会を終了致します。長時間にわたりありがとうございました。